

### 第33回 名張市都市計画審議会 会議録(概要)

開催日時：平成18年4月18日(火)午後3時～午後6時16分

開催場所：市役所 大会議室

出席者：名張市都市計画審議会委員 11名(欠席委員 2名)  
事務局 7名

#### <議事>

##### 議長

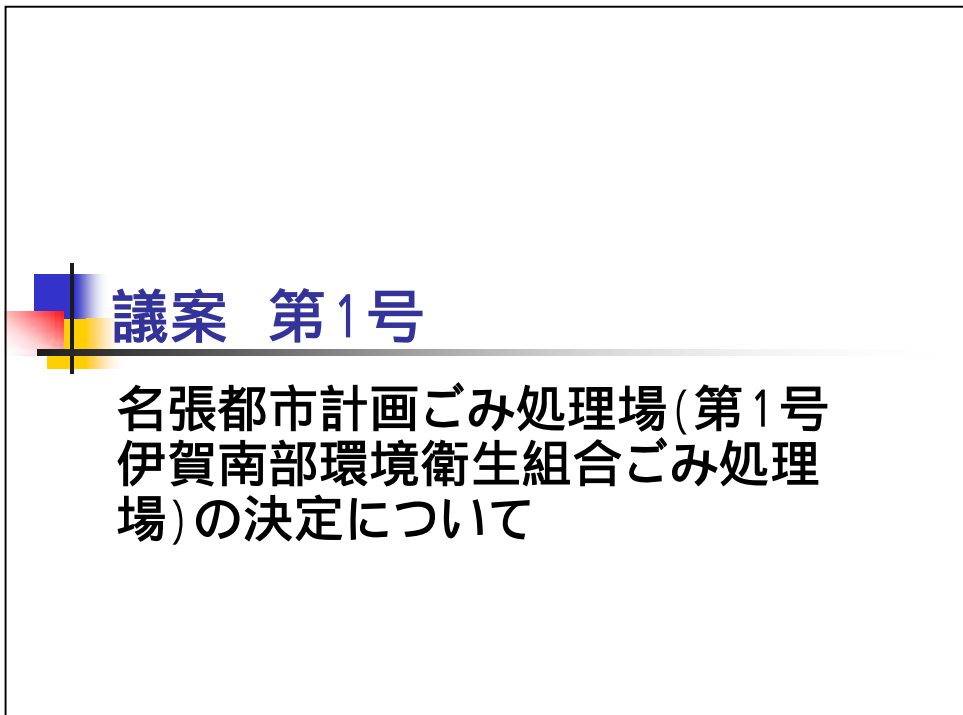
本日の議案は第1号名張都市計画ごみ処理場の決定 名張市決定 伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場についてであります。

それでは、これより審議に入ります。まず、事務局に説明を求めたいと思います。よろしくお願い致します。

##### 事務局

議案書に基づきまして、正面のスクリーンに写しながら説明をさせていただきます。続きまして、縦覧結果及び意見書件数、並びに意見書要旨及び市の考え方をご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号 名張都市計画ごみ処理場(第1号伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場)の決定について、ご説明を申し上げます。



ご審議いただきますのは、伊賀市の旧青山町と名張市を収集範囲とする伊賀南部環境衛生組合が設置する第1号伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場で、稼動開始後17年が経過した既存施設の老朽化に伴い、またこれからの資源循環型社会を視野に入れたごみ処理システムの構築を図ることを目的に設置されるものです。

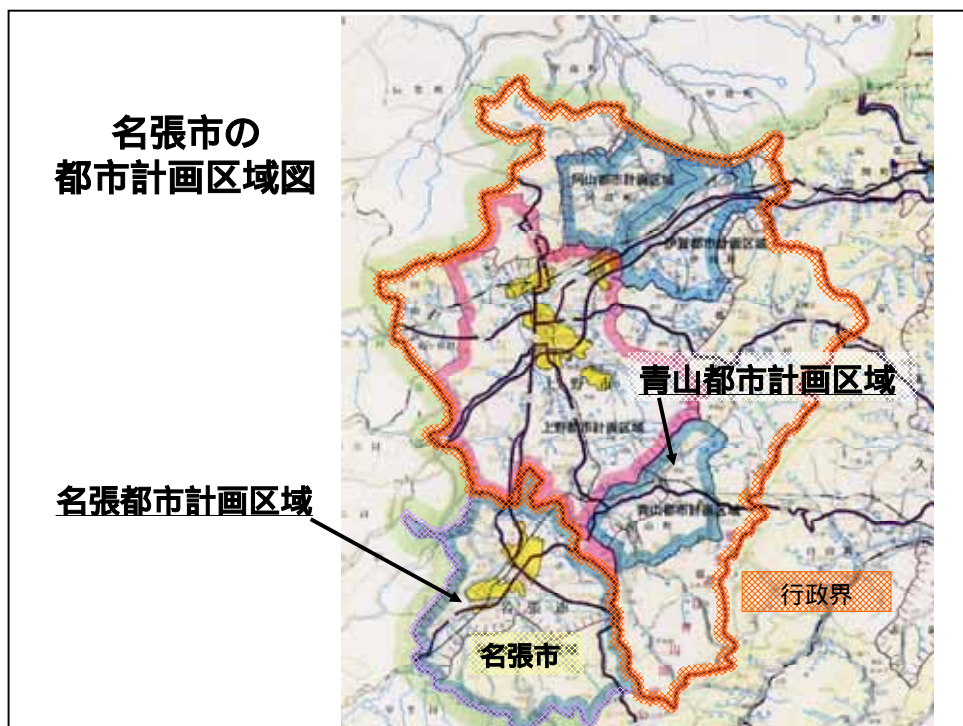
なお、当案件については、施設のほとんどを利用する名張市では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要な都市施設であることから、名張都市計画において都市施設の位置付けを行う必要があり、また伊賀市においては、その施設の計画位置が市域の青山都市計画区域内であることから、両市にとって重大な影響がある施設であり、関係する住民に広く縦覧する必要があるため、都市計画の決定手続きを伊賀市と名張市で行うものでございます。

説明は前方のスクリーンで行ないますので、正面のスクリーンをご覧ください。

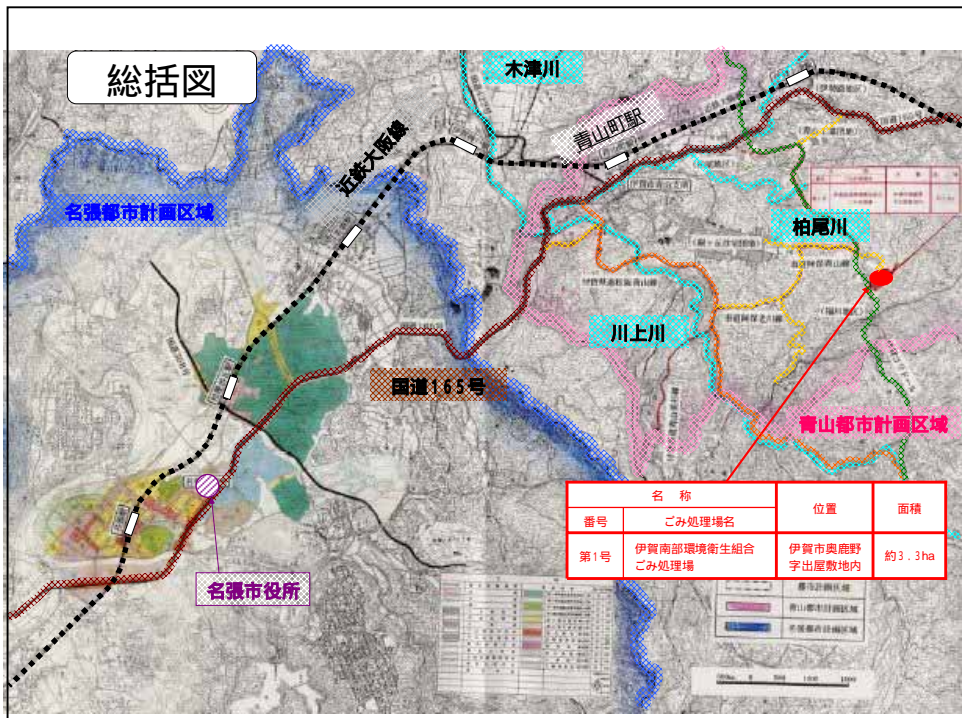
## 都市計画決定事項

- ✚ **都市計画の種類**
  - ごみ処理場
- ✚ **ごみ処理場の名称**
  - 第1号伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場
- ✚ **位置**
  - 伊賀市奥鹿野字出屋敷地内
- ✚ **区域**
  - 6ページ計画図に赤色で着色された区域
- ✚ **面積**
  - 約3.3ヘクタール

今回の都市計画を決定する事項は、  
都市計画の種類：ごみ処理場、  
ごみ処理場の名称：第1号伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場、  
位置：伊賀市奥鹿野字出屋敷地内、  
区域は計画図に赤色で着色された区域、  
面積：約3.3haで、  
このごみ処理場を設置することにより、管内住民へのサービス向上・生活環境の改善  
及び資源循環型社会の構築を進め、都市の健全な発展を図ろうとするものです。



青山都市計画区域は、伊賀市に存在する4つの都市計画区域の一つ、旧青山町の一部をエリアとする伊賀市の南東方向に位置する区域で、名張都市計画区域に近接した位置にあります。



今回の決定施設である伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場は、ピンクの線で表示しました青山都市計画区域の奥鹿野地区に計画されている施設です。

なお青山都市計画区域は、青色の線で表示しました名張都市計画区域と近接した位置にあります。

そして、水色の線で表示していますが、図面の上を流れる木津川に、青山南東部から流れてくる、柏尾川、川上川が合流しています。

また、図面の中央を、東西に横切るように国道165号や近鉄大阪線が走っています。

今回計画決定するごみ処理場は、

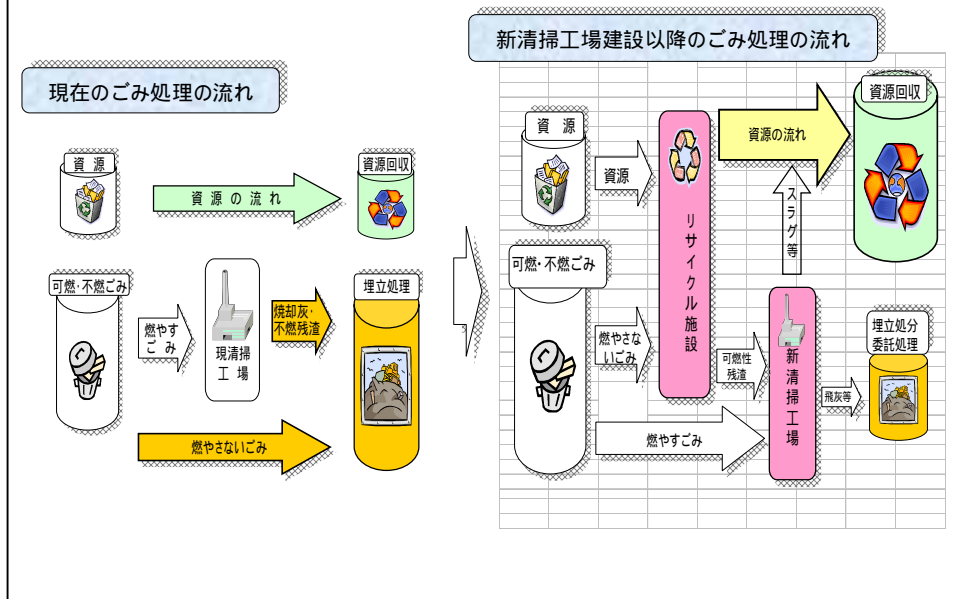
現在操業中の伊賀南部環境衛生組合の清掃工場が、昭和63年7月の稼動から既に17年が経過し、焼却炉などの基幹施設と周辺機器の老朽化が著しく、これまでも施設・設備の老朽化対策、排ガス工事等の改修を行い安全操業に努めてきたところですが、今後さらに維持補修のための費用や運転経費の増大が予測されること、

また、現在は名張市青蓮寺地内において35年間にわたり周辺地域の理解を得ながら安全操業に努めてきましたが、操業にあたっての立地協定の合意が、平成20年6月に現清掃工場の操業を終了し、さらに新たに設置される清掃工場は現在の地域以外で設置することとなっていること、

さらに、現在名張市下比奈知で燃やさないごみや粗大ごみの最終処分埋め立て処理を行っています。その処分場の残容量にゆとりがなくなっており、焼却施設やリサイクル施設での資源回収並びに再資源化を徹底して図り、埋め立てごみを最小限に抑えるシステム作りを早急に構築する必要があること、

などの理由から計画されているもので、焼却施設とリサイクル施設が併設したごみ処理場を計画しています。

## 【ごみ処理システムの流れ】



これは、現在のごみ処理の流れと新清掃工場建設以降のごみ処理の流れを表しています。

現在は燃やさないごみはそのまま埋め立て処理されていますが、建設後はリサイクル施設で破碎、選別などの中間処理がなされ、資源として回収するごみの量を増やすとともに、どうしても利用できず焼却処理されたごみでも、高熱で熔融されることで分離発生するスラッグ、これは道路の路盤材やコンクリート骨材に利用可能な資源となりますが、このスラッグや金属類を再資源化ごみとして回収するなど、埋め立てごみを最小限に抑えるよう努めます。

## 【上位計画】

### •三重県ごみ処理広域化計画

(H10年度 三重県策定)

旧青山町を除く伊賀市に約130t/日の処理規模の施設を、名張市及び旧青山町に約100t/日の処理規模の施設を設置し処理を行う。

### •一般廃棄物処理基本計画

(H13年度名張市及び青山町策定)

資源の有効利用、最終処分場の延命化、更なる環境負荷軽減等を考慮して、今後中間処理施設(焼却施設、リサイクル施設)の整備を進める。

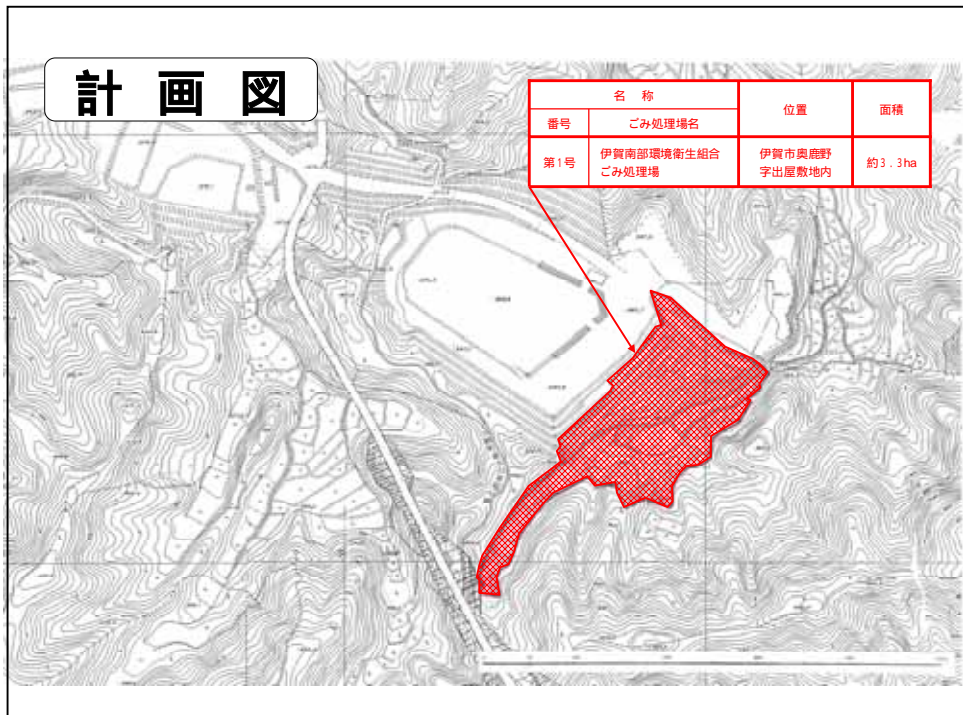
### •廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画

(H14伊賀南部環境衛生組合策定)

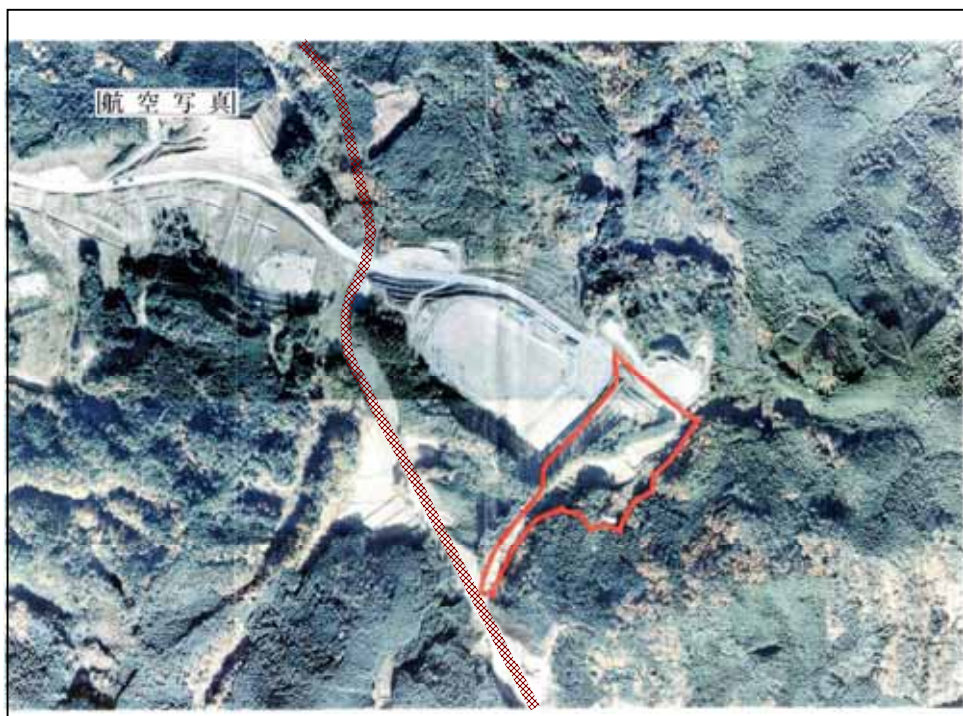
廃棄物循環型社会の実現のため、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設等の廃棄物処理施設の一体化と総合的整備を行う。

上位計画に対するごみ処理場の位置付けですが、平成10年度に策定された三重県ごみ処理広域化計画では、旧青山町を除く伊賀市に約130t/日の処理規模施設を、また名張市と旧青山町区域で約100t/日の処理規模の施設を設置し処理を行うと位置付けられています。

また、平成13年度名張市及び旧青山町で策定された一般廃棄物処理基本計画では、資源の有効利用、最終処分場の延命化、更なる環境への負荷軽減等を考慮して、今後焼却施設やリサイクル施設などの中間処理施設の整備を進めると位置付けられているほか、平成14年度伊賀南部環境衛生組合策定の廃棄物循環型社会基盤施設整備事業では、廃棄物循環型社会の実現のため、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設等の廃棄物処理施設の一体化と総合的整備を行うとしています。



今回計画決定しようとする第1号伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場の区域は、赤色で着色された区域で、伊賀市奥鹿野字出屋敷地内約3.3haでございます。



これは、航空写真に、施設区域を重ね合わせたものです。  
現在整備途中ですが、施設に隣接して広域農道伊賀コリドールが上から下に薄茶色で表示のように整備されつつあります。

計画地現況 - 1

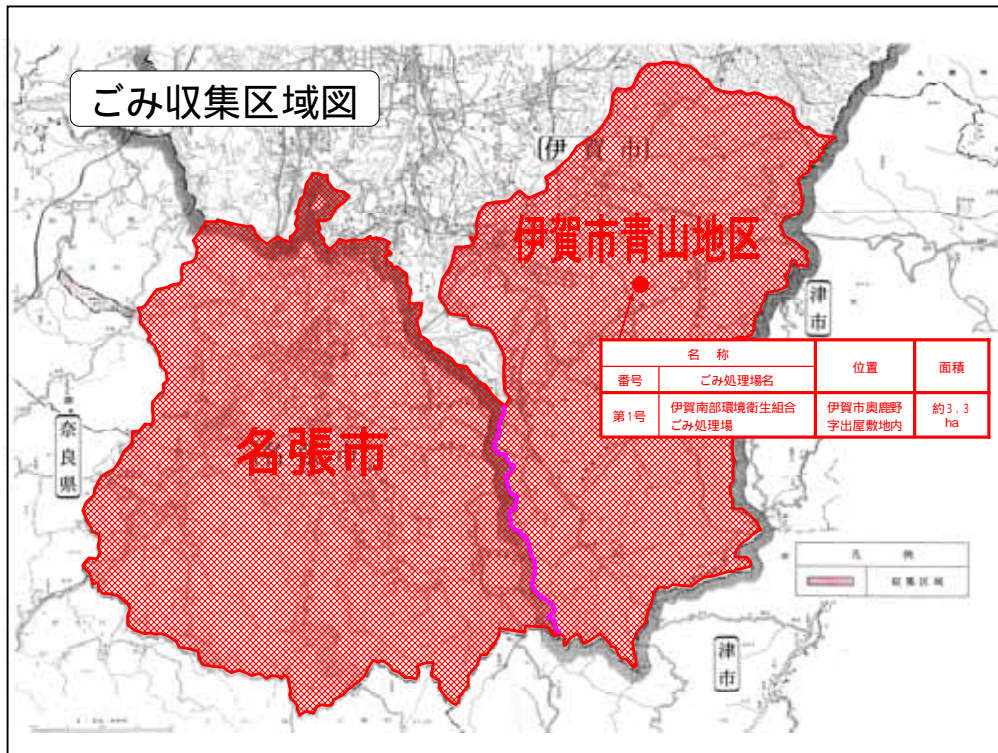


これは、建設予定地を青山グラウンド側から撮影した現況写真です。

計画地現況 - 2

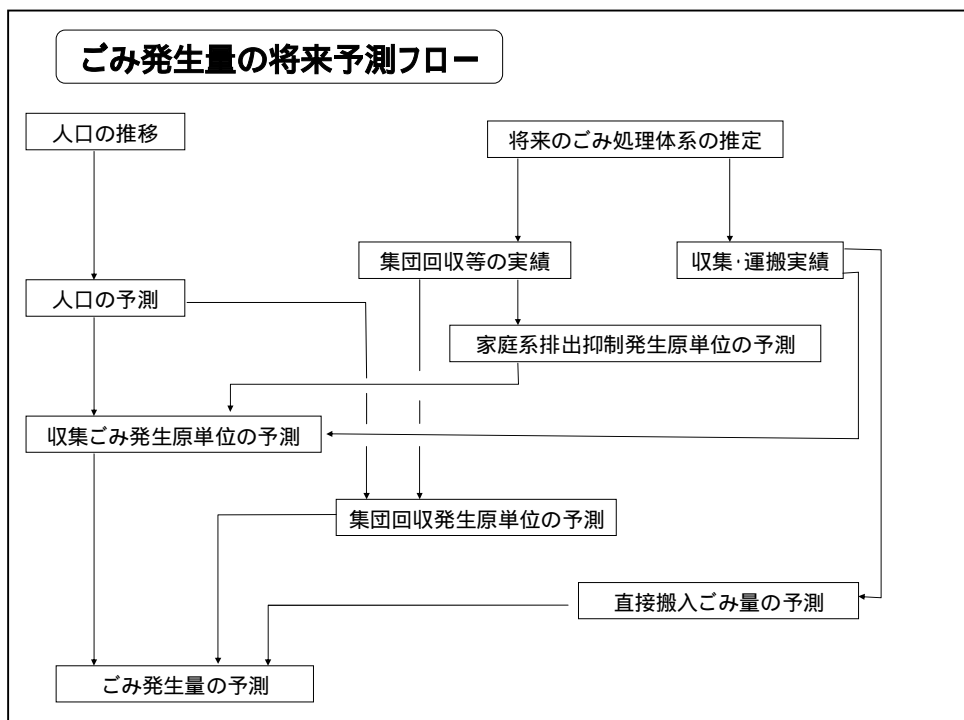


これは同じく建設予定地を、小高い位置から撮影した現況写真です。隣の芝生が青山グラウンドになります。



(画面を 125% に拡大してご覧下さい。)

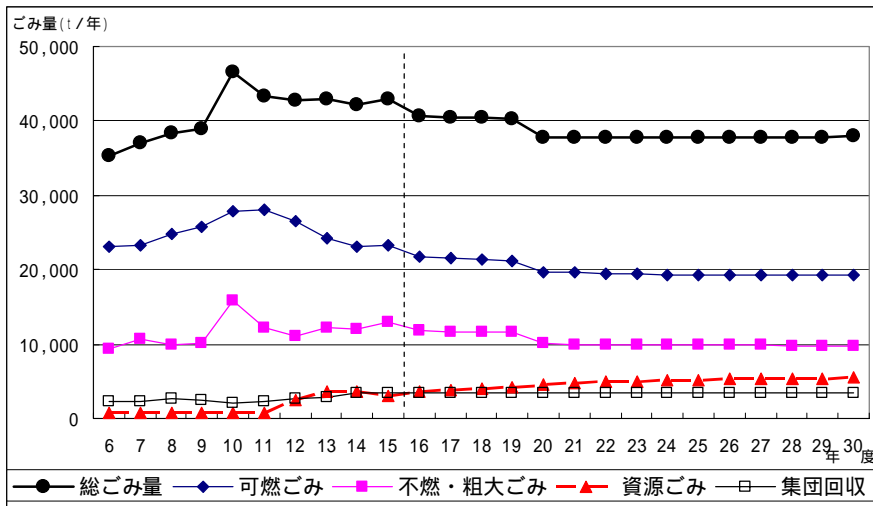
今回のごみ処理場の対象区域は、赤く着色いたしました伊賀南部環境衛生組合の収集区域である名張市と伊賀市の旧青山町の区域であります。



計画原案の策定にあたり、まず将来のごみ発生量を予測しています。

ごみ発生予測は、過去10年間の人口の推移及び伊賀南部環境衛生組合圏域内から排出されたごみ実績を基礎データとし、家庭から排出される家庭系ごみと、事業所等から排出される事業系ごみに分類したなかで、家庭系ごみの予測は、将来の予測人口に1人平均の排出量を乗じて求める方法で、事業系ごみについては過去の実績の推移を基に予測を行っています。

### ごみ排出量の実績及び推計結果



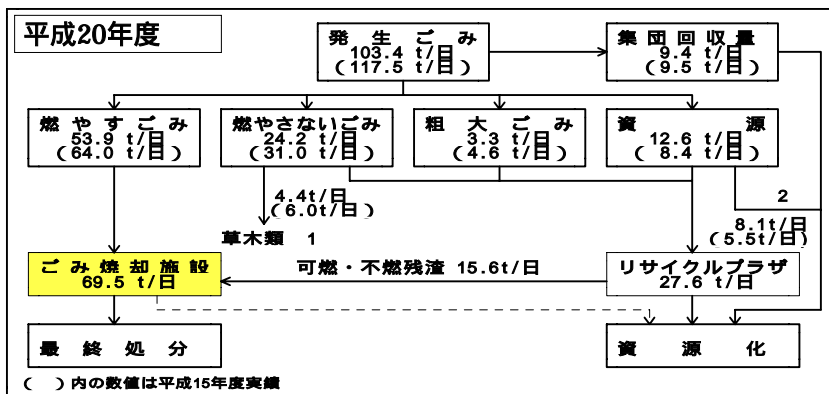
注) 表1.1との対応は下記のとおり

- 可燃ごみ = 収集可燃ごみ + 直接搬入可燃ごみ
- 不燃・粗大ごみ = 収集不燃ごみ + 収集粗大ごみ + 直接搬入不燃ごみ + 直接搬入粗大ごみ
- 資源ごみ = 収集資源ごみ
- 集団回収 = 集団回収量
- 総ごみ量 = 可燃ごみ + 不燃・粗大ごみ + 資源ごみ + 集団回収

さらに、これをもとにごみ量の経年的な変化及び今後の分別方法の変更を考慮して排出ごみ量を予測するとともに、将来のごみ処理システムに従ってごみ処理量の推計を行っています。

なお、ごみ量は、徹底した資源再利用の取り組みを考慮したうえで、現状より大きく減量することを見込み予測されていますが、このごみ処理予測につきましては、平成16年度に学識経験者、議会議員のほか、立地周辺地区住民代表、環境保全活動等に取組んで頂いている方々に参画いただいた「ごみ処理施設整備検討委員会」においてご検討いただき確認されたものでございます。

### 焼却施設規模の算定根拠



平成20年度におけるごみ処理フロー

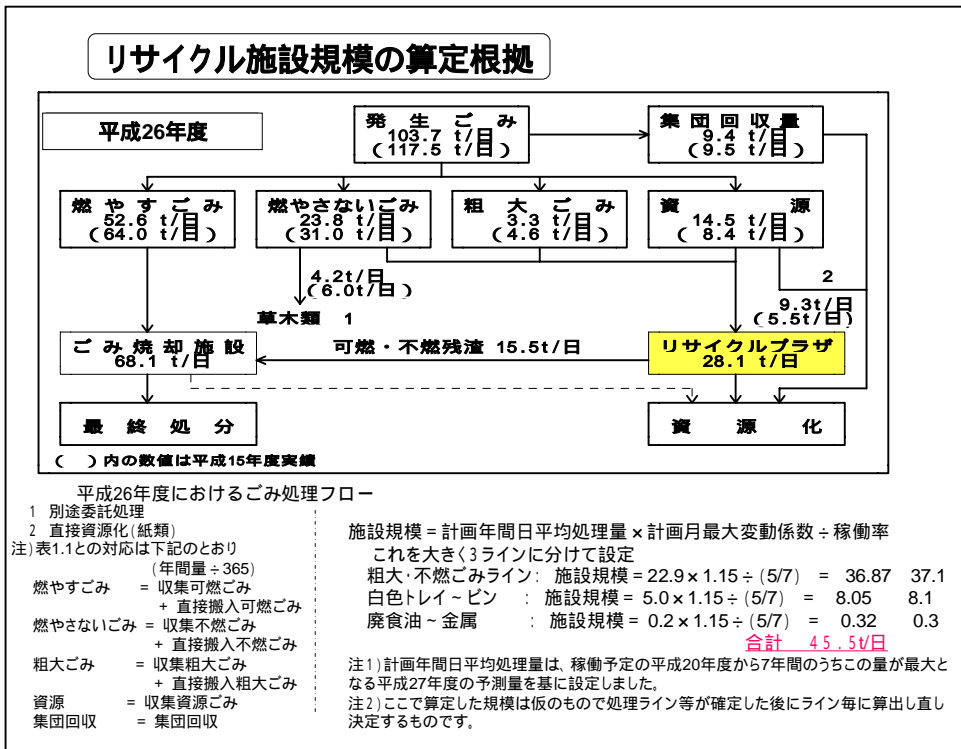
- 1 別途委託処理
- 2 直接資源化(紙類)
- 注) 表1.1との対応は下記のとおり(年間量÷365)
- 燃やすごみ = 収集可燃ごみ + 直接搬入可燃ごみ
- 燃やさないごみ = 収集不燃ごみ + 直接搬入不燃ごみ
- 粗大ごみ = 収集粗大ごみ + 直接搬入粗大ごみ
- 資源 = 収集資源ごみ
- 集団回収 = 集団回収

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= 69.5 \div (280 / 365) \div 0.96 \\ &= 94.37 \quad \underline{95\text{t/日}} \end{aligned}$$

注) 計画年間日平均処理量は、収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ、リサイクル施設からの残さの合計量(計画年間日平均排出量 = 計画1人1日平均排出量 × 計画収集人口 + 直接搬入量 + リサイクル施設からの残さ)。稼働予定の平成20年度から7年間のうち処理量が最大となる平成20年度の予測量69.5t/日を基に設定

このごみ処理量の推計結果をもとに、焼却施設の規模の算出においては、計画年間日平均処理量を、稼働予定の平成20年度から7年間のうち処理量が最大となる平成20年度の予測量69.5 t/日を基に、実稼働率、調整稼働率を考慮して算出、1日当り95 tの施設規模といたしました。





またリサイクル施設の規模算出については、  
計画年間日平均処理量を、稼働予定の平成20年度から7年間のうちこの量が最大となる平成26年度の予測量を基に、計画最大変動係数及び稼働率を考慮し、粗大・不燃ごみのラインが37.1t/日、プラスチック類・ビン缶の処理ラインが8.1t/日、廃食油・金属等のその他処理ラインが0.3t/日の、合計1日当たり45.5tの施設規模といたしました。

## 【候補地選定】

### 第1段階

最低2.5ha以上の敷地面積が必要。  
極力近くに人家がないほうが望ましく、景勝地や優良住宅地は避ける。  
現在稼働中の清掃工場立地地域以外であること。

### 第2段階

市街地や学校、病院から一定距離離れていること。  
急傾斜地や地滑り地区でないこと。  
保安林、国定公園区域でないこと。  
史跡、名勝、天然記念物指定等がされていないこと。

### 第3段階

周辺の立地環境の観点  
用地取得の容易性  
立地地域との合意形成の容易さ  
など

次に候補地の選定についてですが、まず基本的な事項として、  
循環型社会の実現のためにリサイクルプラザの併設を考慮すると、最低2.5haの敷地面積が必要なことから、土地面積はそれ以上確保できること。  
新清掃工場は周辺環境への負荷を限りなく小さくするよう努めますが、周辺住民との合意形成などを考慮すると近くに人家などが無いほうが望ましいことから、景勝地や優良住宅地内は避けること。

現在の青蓮寺地内にある清掃工場においては、その移転先を同一地域以外から選定することが、周辺地域住民との約束であることから、候補地は現施設の立地地域外であること。

の条件を満たし、さらに

市街地や学校、病院から一定距離はなれていること。

急傾斜地や地滑り地区でないこと。

保安林、国定公園区域でないこと。

史跡、名勝、天然記念物指定等がされていないこと。

の条件を満たす場所を、名張市内で 11 箇所、旧青山町内で 3 箇所の候補地を選定しました。

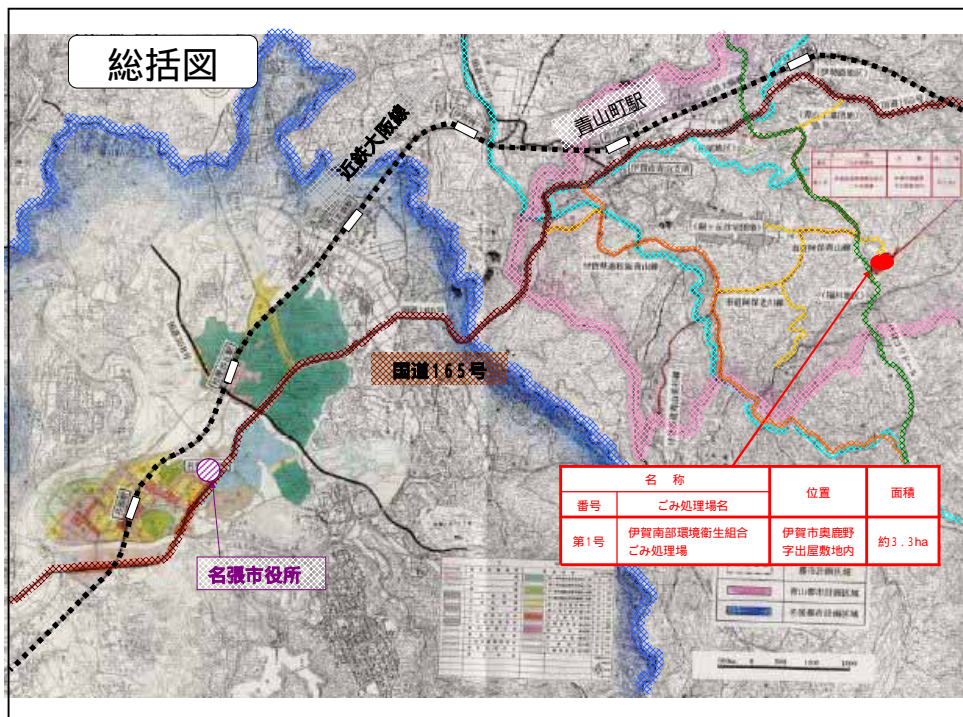
そして直近集落まで一定距離以上、今回は 500 m 以上と考えましたが、それ以上あるという周辺の立地環境の観点から、

また平成 20 年度の操業を間近に控え、用地交渉を行う上では、地権者がより少ない方が望ましいことから、用地取得の容易性の観点から、

そして、既にこの清掃工場以外に迷惑施設が存在していないかなど、といった周辺地域との合意形成の方向性などの観点から、

これらの候補地を検討した結果、名張市上比奈知地内の比奈知ダムの残土捨て場が最適地であると判断し、平成 15 年度から具体的に立地に向けた地元協議を進めて参りました。

しかし、上比奈知地区より大きな地区単位で、旧村域である比奈知地区においては、既に最終処分場、斎場などの迷惑施設が集積されているなどの理由から、強い反対運動があり、この案については白紙撤回するに至りました。



このため広い角度から、再度候補地についての検討を行ないましたが、名張市内の他の候補地については、平成 20 年 7 月の操業に向けての工期や、建設経費的に問題が大きく、立地はかなり厳しい状況にありました。

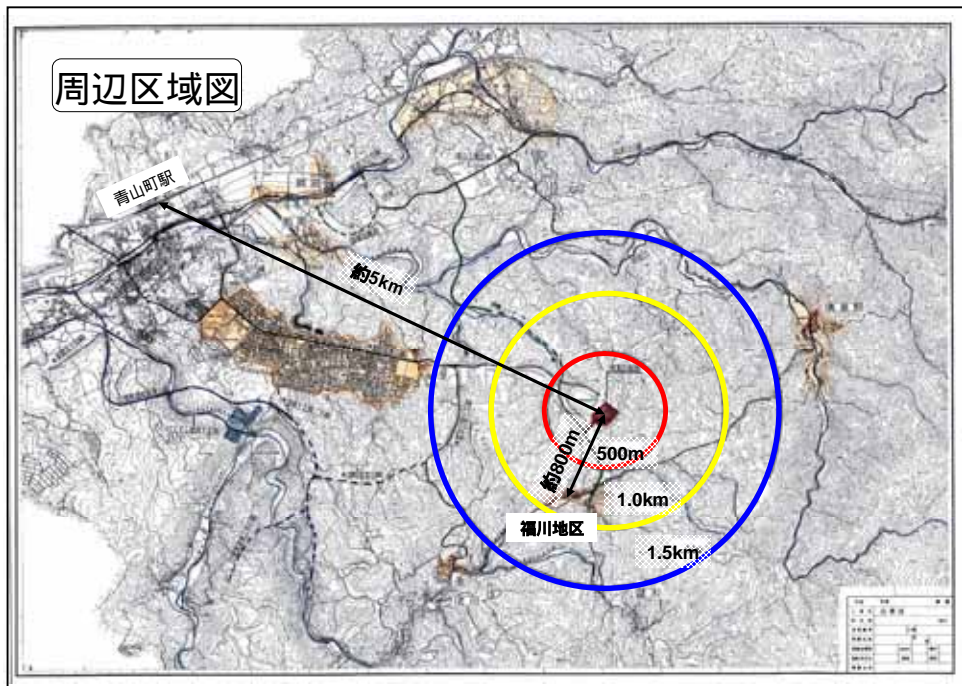
このような中、旧青山町においても清掃事業を共同処理しているパートナーとしての責任分担の観点から、新しい施設の建設について、道路や水道等関連施設整備の必要性、用地取得の実現性や関係地域の合意形成の方向性等を含め、再度立地場所について総合的な検討を進めてきました。

そして、道路整備が進められつつあり比較的道路環境が恵まれていること、

集落から比較的離れていること、

全体事業費においても有利と考えられること、

などから、旧青山町において奥鹿野候補地を提案し、名張市においても、ごみ発生源である市街地から遠くはなるが共同で建設することで、道路や水道等の関連整備を含めた建設費軽減のメリットが大きいことなどの理由から、奥鹿野地内の候補地を最適地としたところです。



施設概要でございますが、計画地は近鉄青山町駅から南東に約5km離れた、青山グランドに隣接する場所にあり、青山都市計画区域内の用途地域の指定のない区域で、直近集落までの直線距離は約800m離れた、比較的周辺地域に民家のない位置、約3.3haの敷地に計画されています。

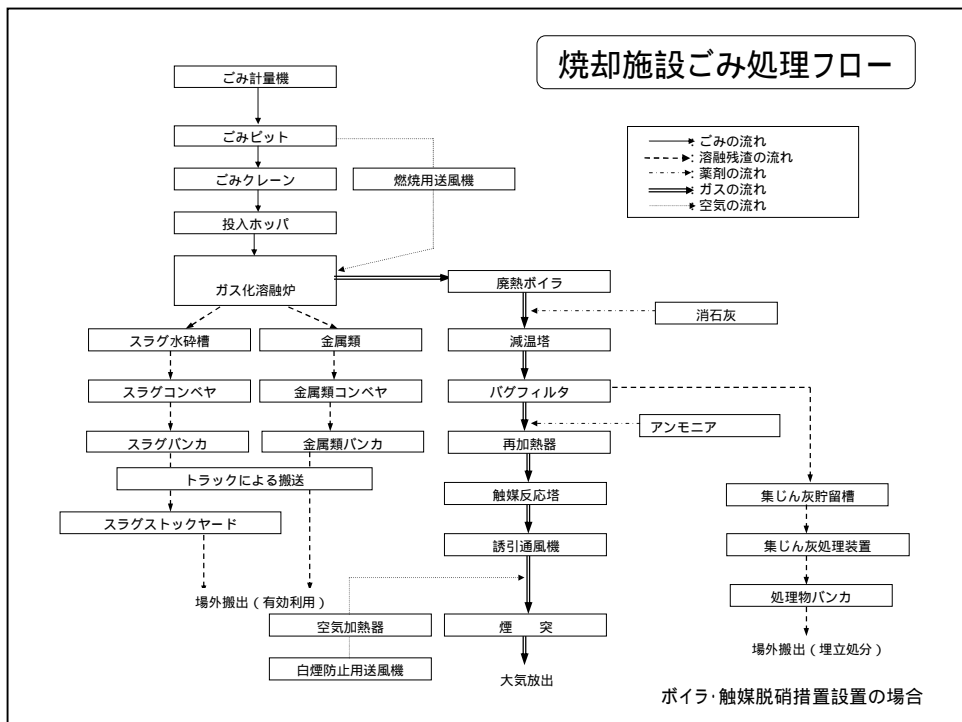
ちなみに、この地域の建ぺい率は60%、容積率は200%となっています。

施設は、大きく分けて焼却施設とリサイクル施設の2つの工場棟と計量棟、車庫・洗車棟、そして構内道路駐車場等の共用スペースと緑地から構成されています。

焼却施設は可燃ごみを焼却処理する施設で、処理方式は、全連続焼却式とし、処理能力47.5t/24hが2基の95t/24hでございます。

また、リサイクル施設は、ペットボトル、トレイ、ビン、缶他の資源再利用を目指し、分別処理され集められた再資源ごみを、再利用可能な状態にして業者に引渡しを行う施設で、処理能力は不燃・粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ビン、缶などを合わせて、合計45.5t/日でございます。

なお併設して、ゴミ処理を通して一般市民や小学生の環境学習ができる場や、簡易修繕により再生利用が可能となった家具や自転車などの修理保管・展示を行うスペースを確保し、ごみの減量化及びリサイクルに関する普及・啓発を行うことも検討しています。



焼却方式につきましては、ごみ処理予測でも検討確認いただいた「ごみ処理施設整備検討委員会」において検討いただき、施設の規模やごみ質等からガス化溶融炉の流動床方式またはシャフト方式が優れているとの報告を受けたところで、この2つのガス化溶融炉方式による施設設置での対応を考えています。

具体的に、まだどのような施設となるかは決定しておりません。

流動床ガス化溶融炉は、高温の砂を媒体にした流動床を、低酸素雰囲気約500から600の温度で運転し、部分燃焼、熱分解させて、その分解ガスをエネルギーとし、灰分と炭化物を、後段の旋回溶融炉において、約1300で高温燃焼させ溶融します。

金属類やガレキなどの不燃物は熱分解炉下部から排出され、ここから未酸化の鉄やアルミを回収するもので、この流動床式ガス化炉と旋回式溶融炉とを組み合わせたシステムが、流動床式ガス化溶融炉です。

シャフト式ガス化溶融炉は、ガス化炉と高温溶融炉が一体となった縦型のシャフト炉で、炉の上から乾燥予熱、熱分解ガス化、燃焼・溶融の3つの層となるような炉内構造となっています。

ごみは、シャフト炉の上部から投入され、ごみが炉下部に下がるに従い、乾燥、燃焼、溶融の過程を経た後、不燃物は全て溶融状態で炉底部から排出されます。

この機種は、ごみとともに、コークスや石灰石を投入するものですが、その他、炉底部に高濃度酸素やLPGを吹き込む機種など、幾つかのバリエーションがあります。

炉上部から出る熱分解ガスは、再燃焼室で燃焼し熱源となります。

リサイクル施設によるごみ資源化につきましては、粗大ごみと不燃ごみは、破碎機で細かく砕かれたのち、選別機に通され、鉄、アルミ、不燃物及び可燃物に分けられます。

缶類は、選別機でスチール缶とアルミ缶に分けられた後、圧縮され、再生工場に引き取られます。

また、ペットボトルや容器包装プラスチックなどは、手選別で異物を取り除いた後、梱包され、再生工場に運ばれます。

ビンについても色分けされ、手選別で異物を取り除いた後、再生工場に運ばれます。

なお、選別などの時点で発生したごみは、焼却溶融施設に運ばれ処理されます。

## 【計画原案に対する検討評価について】

### 周辺環境に関する検討・評価

環境・公害対策について、指針となる環境基準並びに県条例に基づく規制値の基準が守られていることを検証。

### 収集運搬車両が通行する搬出入路に関する検討・評価

主搬入路のルートについて沿道への影響や交通量から見た拡幅等の必要性、更に歩行者の安全確保について検証。

では、この都市計画原案について

周辺にどのような影響を及ぼすのかを検証する、「周辺環境に関する検討・評価」と

「収集運搬車両が通行する搬入路に関する検討・評価」から、計画の妥当性を検証いたします。

まず、周辺環境への影響についてですが、

周辺環境に対する影響として、大気環境、水環境、騒音、振動などが考えられ、これらの項目に対し、伊賀南部環境衛生組合では、平成16年7月から平成17年6月までの1年間をかけて、生活環境影響調査を実施してまいりました。



「生活環境影響調査のあらまし」のパンフレットをご覧ください。まず開いて1ページ目真中に施設の排出基準が記載されています。

□施設の排出基準□

周辺環境に与える負荷の一層の低減を図るため、自主規制基準を設定しています。

	規制基準	新清掃工場
硫黄酸化物濃度	3,300ppm以下	50ppm以下
窒素酸化物濃度	250ppm以下	100ppm以下
塩化水素濃度	430ppm以下	50ppm以下
ばいじん濃度	0.08g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン濃度	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下

※ 数値は全て酸素12%換算値、硫黄酸化物の規制基準値はK値=17.5よりの換算値

このように、例えばダイオキシン濃度では、法規制基準1ngを新清掃工場の自主規制基準では0.1ngに設定し、周辺環境に影響の少ない操業を図る計画となっています。また、周辺地域に対し及ぼす影響を調査した結果は、3ページ以降に記載されています。

○大気環境○

<供用時>

施設の稼働に伴う影響を長期平均濃度(年平均値あるいは日平均値)と短期高濃度(高濃度が生じる可能性のある気象条件での1時間値)についての予測の結果、すべて環境基準を満足できると考えます。

区分	項目	単位	予測値	環境基準	
長平均濃度	年平均値	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0253	0.6
		二酸化硫黄	ppm	0.0045	0.04
	日平均値	二酸化窒素	ppm	0.0158	0.04
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0503	0.10
短期高濃度	一般的な気象条件	二酸化硫黄	ppm	0.0106	0.1
		二酸化窒素	ppm	0.0391	0.1
		塩化水素	ppm	0.0016	0.02
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0953	0.20
	逆転層発生時	二酸化硫黄	ppm	0.0122	0.1
		二酸化窒素	ppm	0.0424	0.1
		塩化水素	ppm	0.0032	0.02
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0956	0.20
	ダウンウォッシュ時	二酸化硫黄	ppm	0.0098	0.1
		二酸化窒素	ppm	0.0376	0.1
		塩化水素	ppm	0.0008	0.02
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0952	0.20

大気環境については、施設が立地することによる寄与濃度はごく僅かであり、環境基準についてもすべてにおいて満足できるものと考えています。

### ○水環境○

施設内からの排水については、無放流として計画していることから、下流域への直接的な影響を及ぼすことはないと考えます。

工事中の濁水による影響については、降雨時に発生する濁水のSS（浮遊物質）濃度を1000mg/Lとした場合に、沈砂池に流入後1時間程度で100mg/LまでSS濃度が低下すると予測され、これを目安にした濁水の滞留時間の確保、及び環境保全措置による濁水のSS濃度の低減によって、放流先河川に著しい影響は及ぼさないと考えます。

また、施設稼働後の降雨時においても著しい影響は及ぼさないと考えます。

又、4ページの水環境についても、施設内からの排水は無放流として計画していることから、下流域への直接的な影響を及ぼすことはないと考えます。

### ○騒音○

施設の稼働時における各施設からの騒音による影響についての予測の結果、規制基準を満足できると考えます。

また、収集車両の走行に伴う騒音による影響についての予測の結果、増加する騒音レベルは5dB以下であり、現況の騒音レベルに著しい影響は及ぼさないものと考えられることから、環境保全目標は達成できると考えます。

工事中の予測の結果、建設機械の稼働に伴う騒音レベルの影響は、工事のピーク時においても、規制基準を満足できると考えます。

### ○振動○

施設の稼働時における各施設からの振動による影響についての予測の結果、規制基準を満足できると考えます。

また、収集車両の走行に伴う振動についての予測の結果についても、環境保全目標は達成できると考えます。

工事中の予測の結果、建設機械の稼働に伴う振動レベルの影響は、工事のピーク時においても、規制基準を満足できると考えます。

さらに、5ページの各施設からの騒音、振動についても、「規制基準を満足できる」との結果を得ています。

## ○悪 臭○

焼却施設におけるごみピットの臭気濃度はかなり高くなることが予想されますが、計画施設では、ごみピット内の空気を燃焼空気として吸引することにより、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れることを防止します。さらに、リサイクル施設では環境保全対策を実施することにより、各処理施設からの悪臭の漏洩防止ができるため、周辺的生活環境に対する悪臭影響はないものと考えられることから、環境保全目標は達成できると考えます。

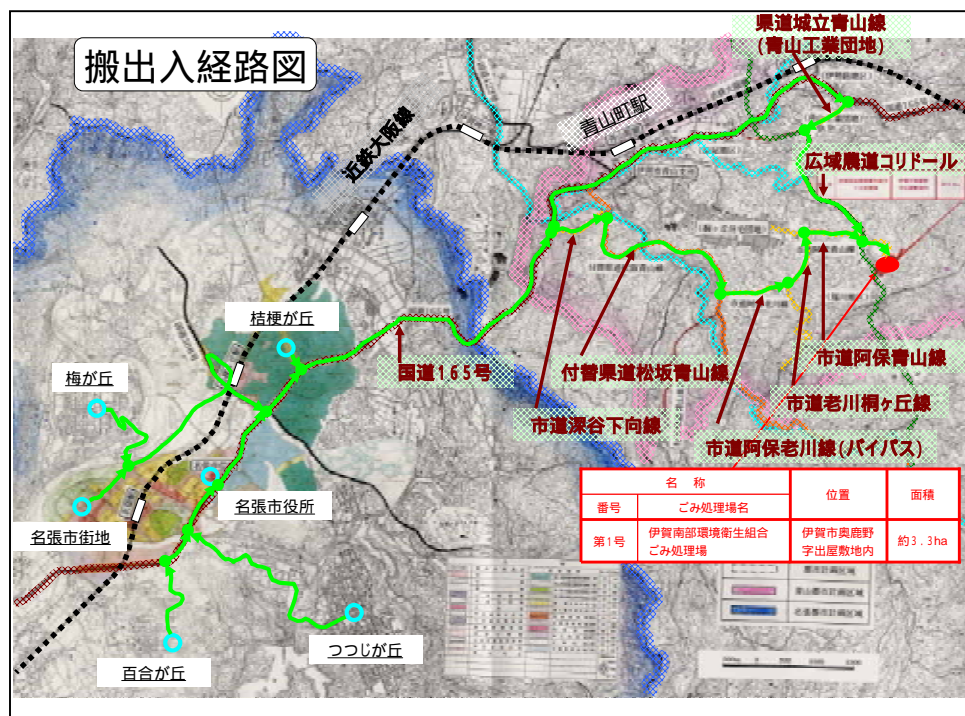
## ○土 壌○

予測の結果、ダイオキシン類の焼却施設に起因する年平均寄与濃度は、現況濃度に対して割合も小さく、周辺地域の土壌に対する影響も十分に低いため、環境保全目標は達成できると考えます。

また、事業計画地周辺への粉じんや土壌の飛散の程度は小さく、周辺の土壌環境への影響は小さいものと考えられることから、環境保全目標は達成できると考えます。

悪臭については、ごみピット内を負圧に保つことで、臭気が外に漏れることを防止するとともに、また、リサイクル施設においても、環境保全対策を実施することにより、悪臭の漏洩防止が図れることから、周辺的生活環境に対して、悪臭の影響はないものと考えます。

土壌についても、予測の結果、ダイオキシン類の焼却施設に起因する年平均寄与濃度は、現況濃度に対しての割合も小さく、影響も低いことから「周辺地域の土壌に著しい影響を及ぼさない」とする環境保全目標は達成できると考えています。



次に搬出入路についての検証ですが、搬入ルートについては、特に名張市の各市街地から集められてくる収集運搬の経路について、2ルートをスライドに表示いたします。

まず1つは、国道165号の伊賀市青山羽根から市道深谷下向線、付替え県道松阪青山



線、そしてバイパスの市道阿保老川線を經由し、市道阿保青山線から搬入されるルートで、もう一つは国道 165 号の伊賀市伊勢路から青山工業団地を經由し、広域農道伊賀コリドールから搬入されるルートを想定しています。

将来的には、広域農道伊賀コリドール滝之原地内から、高尾、霧生、腰山地内を経るルートも可能となると考えていますが、現時点では国道 165 号から進入する 2 つのルートについて検証します。

## 【搬出入路に関する検証項目】

搬出入路の沿道の評価や整備の可能性について

- 生活環境影響調査において、搬入ルートの沿道の騒音、振動は周辺地域に大きな影響を与えるものではないとの結果を得ている。

搬出入路の交通量や拡幅等の必要性について

- 新清掃工場が建設され増加が見込まれる交通量延べ約 480 台/日に対し、通行道路の処理能力は十分ある。

主搬入路の幹線への取り付けと歩行者の安全確保について

- 搬出入ルートは桐ヶ丘住宅団地の市街地や阿保地区の繁華街を通らないルートを設定、歩行者の安全は確保されている。

搬出入ルートについては、

搬出入路の沿道の評価や整備の可能性について

搬出入路の交通量や拡幅等の必要性について

主搬入路の幹線への取り付けと歩行者の安全確保について

の 3 つの視点から検証をおこなっています。

まず、 の搬出入路の沿道の評価や整備の可能性についてですが、先に説明いたしました生活環境影響調査において、搬入ルートの沿道の騒音、振動について検討を行っており、「沿道周辺地域に対して、大きな影響を与えるものではない」との評価結果を得ています。

また、道路整備状況につきましては、川上ダム周辺整備事業や伊賀コリドールにより今後整備されていく区間が多くありますが、関係機関との連絡を密にし、工程調整などを行っており、稼動予定である平成 20 年 7 月にはすべて完成する予定となっています。

次に、 の搬出入路の交通量や拡幅等の必要性についてですが、搬入道路の幹線ルートである付替え県道松阪青山線の計画交通量は 1 日当たり最大 4,000 台、市道阿保老川線のそれは 1 日当たり最大 1500 台、そして広域農道伊賀コリドールの該当区間では最大 2,763 台の処理能力のある道路として整備されています。

これに対し、この施設への搬入方向、搬出方向を合わせた収集運搬車両及び職員車両の総数は、延べ 480 台程度であることから、新清掃工場が建設されることにより交通量が増加しても、通行道路には十分な処理能力があると考えられます。

最後に の主搬入路の幹線への取り付けと歩行者の安全確保についてですが、施設の出入り口付近の取り付けについては、関係機関と十分協議し交差点計画を行っているところで、歩行者に対する安全確保についても、搬出入ルートは、ご覧いただいたとおり桐ヶ丘住宅団地などの市街地や、旧青山町の阿保地区などの繁華街を通らないルートを設定していることから、歩行者への安全は確保されていると考えられます。

以上のとおり、周辺環境への影響については、環境基準等を遵守した環境保全目標について、全項目において達成できるとの結果を得ており、

また搬出入路についても、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすものではないことが確認できることから、

当計画は妥当であると判断いたします。

なお、当計画における地域住民との合意形成でございますが、

伊賀市青山地区の周辺5地区におきまして、生活環境影響調査の報告をはじめ、地域の方々のご理解を得るべく、幾度と無く説明会を開催してきたところで、平成18年2月20日には、立地地区である伊賀市奥鹿野区と、施設の一番近くに位置する集落である福川区の2つの区と、伊賀南部環境衛生組合との間で「新清掃工場設置に関する協定書」が締結されるなど、都市計画決定に向けての理解が一定の熟度に達していると判断いたしております。

名張都市計画ごみ処理場の決定につきましては以上でございます。

つづきまして、意見書についてご説明を申し上げます。当議案につきましては、その都市計画案を平成18年2月6日から20日までの間、名張市役所建設部都市計画室で縦覧するとともにホームページにも計画の概要について掲載いたしました。

縦覧者数は19名でした。

意見書は88名の方から37通いただいております。

意見書の要旨につきましては、立地場所の選定に関する事項7件、立地予定地の状況に関する事項3件、処理方式の検討に関する事項2件、その他の事項について7件の合計19件の意見が寄せられています。

資料では、左側の欄にお寄せいただいた意見の要旨をそれぞれ掲載しています。そして各項目について右側の欄に市の考え方を記載させていただきました。

それでは資料に基づきましてご説明申し上げます。(下記・意見書の要旨及び市の考え方を朗読)

## 名張都市計画ごみ処理場の決定(名張市決定)

### 伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場

#### 意見書の要旨及び市の考え方

意見書の要旨	市の考え方
<p>立地場所の選定に関する事項 ( 7件、 262名)</p> <p>現在あるごみ処理施設は、名張市民が出したごみを処理する施設で、私達市民の責任において環境問題に対応する事も含めて名張市にとって重要で大切な財産である都市施設をなぜ他市(伊賀市)に持って行く必要があるのか。何故、他市の土地を都市計画決定しなければならないのか理由がない。また、伊賀市議会において、奥鹿野新候補地の承認議決されていないように解しているが、都市計画審議は時期尚早ではないか。</p>	<p>昭和45年以来名張市は、事務の効率性の観点から旧青山町との共同でごみ処理施設の設置、運営に取り組んできました。そういったことでは、ごみ処理施策においては、名張市と旧青山町を含めた圏域が一つの行政区域であり、自区内処理の原則からもその圏域内で設置することとしています。</p> <p>ごみ焼却場等の施設は、名張市及び旧青山町内に居住する人々にとって必要不可欠な施設であるとの観点から、都市計画法第11条第1項第3号において都市施設として都市計画に定めるよう規定されています。また、この施設は両市にとって必要な施設であり、双方に及ぼす影響が大きいことから、都市計画決定を行います。</p> <p>伊賀市奥鹿野地区を候補地と定めたことについては、合併前の旧青山町議会で位置の承認を頂いており、合併後において、伊賀市議会に継承したものです。また、伊賀市議会においても、奥鹿野新候補地及び建設計画について説明し、ご理解を得てきたところです。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>名張市内でもっと探してほしい。将来に渡り悔いを残さないよう、名張市内で建設すべきである。比奈知の土捨て場以外の 13 候補地のひとつひとつの土地が何故だめなのか理由を明確にしてほしい。「初めから奥鹿野ありき、何が何でも奥鹿野」との印象が拭いきれない。名張に焼却場を設置することで運搬費用が軽減できるため、何故奥鹿野が最適地と判断されたのか、メリットが理解出来ないし、今までの交渉過程が定かでない。</p>	<p>新清掃工場の立地場所の選定につきましては、名張市及び旧青山町内の多くの候補地から、収集運搬の効率性をはじめ、幹線道路、集落、学校等からの距離といった立地環境のほか、道路や水道等の関連施設整備の必要性、用地取得や関係地域の合意形成の方向性などさまざまな観点から総合的に検討し、上比奈知の比奈知ダム土捨て場跡地を最適な場所であると判断し、関係地域に対し立地の申し入れを行ってきました。しかし、比奈知地域には、すでに最終処分場や斎場、墓園などがあり、これ以上の忌避施設の集積は認め難いとのことから、話し合いは平行線のままで進展を見出すことができず、一旦計画を白紙に戻し、再度広い角度からの検討を行うこととなりました。再度、検討した結果、市内のその他の候補地は工期(平成 20 年 6 月の期限)や建設経費的に問題があること、共同処理区域内の奥鹿野地内での受入れの意思表示を頂いたこと、距離が遠くなることによるデメリットよりも、旧青山町と共同で施設を建設することで、道路や水道等の関連整備を含めた建設費軽減のメリットの方がはるかに大きいものと考えられること等の理由から奥鹿野地内の候補地を最適地とし、議会で審議、承認していただきました。</p> <p>その後立地周辺地域での生活環境影響調査を実施するとともに、説明会を行い、平成 18 年 2 月 20 日には、施設の立地場所となる奥鹿野区と、一番近い福川区の 2 つの区と新清掃工場立地の協定を締結しました。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>これまでどの地区にお願いに行ったのか。新清掃工場は決して忌避施設でないという理解を示しながら、滝之原地区をはじめ候補地では、忌避設備を受け入れて頂けないと矛盾した発言をしている。本当に候補地に対し「決して忌避設備でない」と地区代表者を先進地等に案内し、納得のいく説明をされた形跡が全く無い。懇切丁寧な誠意ある説得の努力の後が全く見られない。</p>	<p>ごみ処理施設は、市民生活に欠かすことのできない施設としてその必要性は認識していただいているものの、一般論として今日においてもまだまだ迷惑施設として受け止められている状況にあります。こうしたことから、立地場所選定のプロセスにおいては、住民の利害関係等個人的な感情や恣意的な意思で左右されることなく、客観的に選定していくことが重要との判断により、行政の責任において選定にあたってまいりました。その選定は、地理的、地形的要件や、効率性、立地環境等の候補地特性などにより絞り込みを行ってきたところですが、言い換えますと、こうした住民同士の利害が相対立する問題については、行政が責任を持って選定し、住民の代表としての議会との協議のもと決定していくべき事項と考えているところですが、</p> <p>したがって、具体的に絞り込みを行った後に、議会に協議してきた地区としては、西田原地区、比奈知地区、奥鹿野地区であり、その段階に応じて地域にも十分に説明を行ってきたところですが、</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>滝之原工業団地内か当初の斎場予定地等の遊休未利用市有地に建設するとか、工業団地の土地利用促進での農協への貸付等では、同工業団地への建設が可能であり、利便性・コスト面すべての面で効率的だと考える。</p>	<p>平成 15 年 4 月以降、比奈知ダム土捨場跡地を立地予定地と選定し、周辺地域の理解を得るべく交渉を行ってきましたが、比奈知地区からは、現在、斎場、最終処分場、墓園が立地しており、また、過去にごみ焼却施設が立地していたこともあり、これ以上の迷惑施設の集積は受け入れ難いとの強い意思表示をいただいております。</p> <p>そういったことでは、比奈知地区内の滝之原工業団地や当初の斎場予定地への立地はできないと考えております。</p> <p>また、この工業団地は、本来の目的である企業誘致に向けて今後も引き続き取り組むこととしており、名張市民の雇用拡大や地域の活性化にもつながるように努力していきたいと考えています。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>立地する場所については、市民の日々の生活の利便性を第一に考えてほしい。ごみの運搬に要する時間の増大により、収集時間が長時間になる事が心配である。また中継所の建設など無駄なことをする必要が無い。</p>	<p>現在の施設に比べ距離的に遠くなることによりサービスの低下を招くことの無いよう、さらには、直接持込をいただく必要の無いよう、今後家庭でのごみの排出状況等を十分に把握し、実状に即した収集回数や日程等収集運搬体制の抜本的な見直しを行っていきたいと考えております。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>今後、20年間も名張市の住民が伊賀市へ自分のゴミを運ぶことは常識はずれの計画であると思う。名張のゴミを伊賀市に運ぶガソリン代、人件費、パッカー車購入費等の運搬の費用の増大と運搬時間がかかり過ぎることは、大きな問題です。ゴミは市民生活から毎日出る物であり、それが建設後10年から20年も続くことでもありますから、名張市民のごみが大半であり、名張市内に建設する場合と比較した時、費用の差は非常に大きなものがあると考えます。</p> <p>また、近い将来においてごみ有料化導入計画があるようですが、その価格判断において新清掃工場が名張市市内建設と奥鹿野地区での建設と費用面での影響を比較検討したのか。</p>	<p>新たな場所で新清掃工場を稼働させるについては、現在の施設に比べ距離的に遠くなることにより燃料費等の運搬費用が増大するものの、人員や車両を増強することの無いよう、収集運搬の地域設定やコース設定を含めた収集回数をはじめ、車両や人員配置等の収集運搬体制の抜本的な見直しを行っていくこととしております。</p> <p>また、立地場所の選定における整備費用面からの検討においては、用地購入費や造成費のほか、道路整備、水道施設等の関連整備費などを含め総合的に比較検討を行ってきました。その結果、運搬費用等の効率性にもまして優位性があると判断し、奥鹿野地区を選定してきたところです。このほか、立地場所の選定においては、施設が近くに立地することとなる周辺地域の方々との合意形成の方向性といった観点で最も重要視していかねばならないものと考えております。</p> <p>ごみの有料化については、新清掃工場の立地場所には関係なく、ごみ処理にかかる受益と負担の公平性の確保や排出抑制、排出者責任といったことの観点からのごみ処理費用負担のルールづくりが大切と考えています。</p>



意見書の要旨	市の考え方
<p data-bbox="159 268 1023 491">桐ヶ丘住宅団地の中はパッカー車を通さないと言っているが、パッカー車以外の一般の人たちの車が生活道路を通過してゴミを運んでくるのが考えられる。その車の規制はどうするのかとの不安に答えてほしい。</p> <p data-bbox="159 517 1023 619">また、運搬ルートは165号線の青山街道の交通渋滞をどうするのか、対応策を明らかにしてほしい。</p>	<p data-bbox="1055 268 2085 619">施設稼働後における収集運搬ルートとしては、国道165号伊勢路地内から青山工業団地、広域農道伊賀コリドールを経るルートと、同じく国道165号羽根地内から付替え県道松阪青山線、市道阿保老川線並びに市道阿保青山線を経るルートを想定しています。このほか、将来的には広域農道伊賀コリドール滝之原地内、高尾、霧生、腰山地内を経てのルートも可能になるものと考えております。</p> <p data-bbox="1055 644 2085 746">組合直営や委託、許可を問わずパッカー車等の収集運搬車については、この収集運搬ルートでの搬出入を義務付けていきます。</p> <p data-bbox="1055 772 2085 1059">また、一般車両により持込をいただく場合においても、このルートを利用していただけるようお願いしてまいります。さらに、この市民の方の持ち込みについては、今後実状に即した収集回数や日程等収集運搬体制の抜本的な見直しを行うなど、できる限り直接清掃工場へ来ていただくなくても済むよう取組んでいきたいと考えています。</p> <p data-bbox="1055 1085 2085 1308">運搬ルートは国道165号は、現在、青山地内では国道422号交差点付近から青山町駅入り口交差点にかけて朝夕に混雑している状況であります。収集運搬の時間帯（8:30～17:00）のほか、羽根地内においては、あまり混雑の状況はないと考えています。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>立地予定地の状況に関する事項 ( 3件、 59名)</p> <p>地山を削り、一方では水脈の通る谷田を埋めるという土地の造成には問題がある。土地の地盤沈下をどう考えているか説明せよ。地震や風水害に耐え得る地盤かどうか。特殊な工法による建設費の増加がないのか。また、地震や風水害の危機管理面についての安全保障が出来るのか、説明せよ。重量のある大きな建物を支えるだけの力が地盤にあるのか、クリアできるだけの数字を明らかにすべきである。</p>	<p>平成 17 年度に行った地質調査では、現況地盤から約 5 ～ 8 m 下に、敷地計画高からは約 15 m 下がったところに、支持地盤が存在することが確認されており、特に大規模な基礎工法は必要ないものと考えています。また、ごみ処理施設は、高さ 30 m に及ぶ建築物や深さ 10 m にも及ぶごみピットのほか、燃焼設備や公害防止設備等多くの機械設備を必要とする大規模な施設となることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設設置の技術上の基準に基づき、自重、積載荷重はもちろんのこと、地震力等に対しての構造耐力上の安全性の確保に取り組めます。</p> <p>また、施設稼働後の地震等による災害発生時の危機管理面においても、同法に基づく維持管理上の基準を遵守しながら、施設の維持管理及び安全管理に努めるとともに、日常の防災教育、訓練に取り組むなど発災時の緊急対応や予防措置策を講じます。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>何故、施設整備の面積として 3.3ha が必要となるのか、理由を聞きたい。</p>	<p>新清掃工場の整備においては、循環型社会の形成を目指し、さらなる資源化、減量化が実現できるよう、焼却処理施設とリサイクル施設を併設する計画です。これら 2 つの施設の整備において、施設の配置計画や敷地造成計画を考慮し、必要面積として算定をしています。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>オオタカのつがいの生息が奥鹿野新候補地の近辺で確認されたとのことだが、新清掃工場建設そのものがこの猛禽類保護法に触れることはないのか、見解を示して頂きたい。</p>	<p>新清掃工場建設予定地周辺でオオタカが生息する可能性があるとの状況から、新清掃工場が周辺に生息するオオタカ等希少猛禽類へ及ぼす影響を予測・評価することを目的とし、平成 16～17 年の繁殖シーズンに現地調査を実施しました。この結果、事業予定地はオオタカの繁殖期行動圏とは一部重複するものの、高利用域・営巣中心域は重複していないこと、また、営巣木とは離れていることなどから、環境省が示す保護のガイドライン「猛禽類保護の進め方」に照らし合わせても、新清掃工場がオオタカの生息に及ぼす影響は少ないと予測されました。</p> <p>この調査結果につきましては、学識経験者の方にもご確認いただいております。なお、今後、学識経験者の指導・助言を得ながら、オオタカ等希少猛禽類の生息に配慮して事業を実施していくこととし、工事中は影響予測の根拠とした繁殖巣の位置、行動等に大きな変化が無いかを確認するためのモニタリング調査を実施していく予定です。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>処理方式の検討に関する事項 ( 2件、 51名)</p> <p>伊賀南部環境衛生組合ごみ処理施設比較検討審査委員会の中には、ゴミ処理施設のプロで無い住民も数名委嘱されていると聞くと、如何なる選考・過程・基準を経て選ばれたのか説明願いたい。</p>	<p>伊賀南部環境衛生組合ごみ処理施設比較検討審査委員会の委員の選考については、ごみ処理施設の専門家である学識経験者の方々や、環境行政等に携わっている名張市及び伊賀市の市民の方々をお願いをしています。今回の審査委員会では、専門的な内容に踏み込んでの検討となることから、市民の方々にとってかなり困難な事務であると考えますが、効率的、安定的な処理を可能とし、安全、安心の使い勝手のいい施設づくりといった観点で、さまざまな視点での検討が重要と考えます。そういったことでは、これまでも地域の状況や地理的特性を踏まえた実態に即した観点での意見をいただいております。</p> <p>また、メーカーの絞込み等がどのようなプロセスを経て審議されているかといったことなど、市民の目線から検証いただくことも重要であり、こういったことでは、一般の市民の方の委員会への参加は必要条件であると考えています。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>ごみ処理施設整備検討委員の機種選定部会報告では、流動床式ガス化溶融炉を有力機種に押し出そうとする作為が感じられる。機種選定部会において、何故「流動床式ガス化溶融炉」が有力機種候補として推されているのかその明確な根拠を示されたい。また、既に機種が決定しているとの噂もある。名張市は「情報開示の先進地」を謳い文句としているのだから、全ての情報を開示されたい。間違った機種選択は名張市の汚点となることを危惧する。</p>	<p>焼却方式の機種選定につきましては、平成 16 年度に学識経験者、議会議員のほか、立地周辺地区住民代表、環境保全活動等に取り組んで頂いている方々に参画をいただいた「ごみ処理施設整備検討委員会」を立ち上げ、現在開発されている全てのごみ処理技術について、名張市及び旧青山町内のごみ量やごみ質などを基に、どの焼却処理方式が適しているか議論、検討いただきました。</p> <p>委員会では各方式について、安全、安心の施設づくり、資源化、無害化、安定化を図る施設づくりのほか、自然との共生、経済性といった観点から検討、評価し、その結果、平成 17 年 4 月に、ガス化溶融方式の流動床式及びシャフト式が最適である旨の報告を頂いてきたところであります。なお、同委員会は公開方式で開催し、その議事内容、議事録及び報告書については、名張市のホームページからご覧いただけます。</p> <p>この 2 方式よりの絞込みにつきましては、平成 17 年 9 月にごみ処理施設比較検討審査委員会を立ち上げ、今後開発メーカーからの提案をもとに、安全性、安定性及び経済性等の観点から詳細検討を行うこととしており、一定の水準以上のものより最終的には競争入札に付し、決定することとしております。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>その他  ( 7件、 132名)</p> <p>このような重要施設は名張市100年の計に鑑みて名張市に立地すべきであり、少なくとも奥鹿野立地とする場合、住民投票すべきである。先の「新清掃工場を名張市内に設置する請願書」が新清掃工場調査特別委員会に於いて不採択されたが、1万人を超える請願書である。平成18年1月1日付けで施行された「名張市自治基本条例」によれば第32条に基づき住民投票を請求することが出来る。このことを鑑みれば住民投票にかけるべきである。</p>	<p>清掃工場等の施設については、その設置の必要性は理解をいただけるものの、現実問題として自分の近くへの立地については出来ることなら避けたいという感のある施設です。そういったことでは、住民投票で立地場所を決定し、その地域に押し付けるといったことではなく、行政側が責任を持って議会や立地周辺地域等との十分なコンセンサスのもと決定していくことが重要であると考えており、名張市自治基本条例第32条第2項を受けての名張市住民投票条例第2条第1項第5号で規定する「住民投票に付することが適当でない事項」に該当するものと考えます。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>市長は「名張市民に対する住民説明を十分行って、ご理解を頂いた」とことあるごとに答弁しているが、実際行われたのは「まちかどトークスタイル」のしかも他の複数議題を兼ねた行政側の一方的な説明会であり、住民からの質疑の時間は短時間で極めて制限されたものであった。十分な意見交換の場とはとてもいえたものではない。</p>	<p>新清掃工場の建設問題に関しては、平成 17 年 7 月に広報なばりでお知らせするとともに、市内 14 箇所での説明会を開催してまいりました。</p> <p>その説明会においては、「名張市内には適地はないのか」また、「滝之原工業団地には設置できないのか」といったことなど、多くの市民の皆様よりご質問やご意見をいただきました。いただきました意見につきましては、これまでの経緯も含め、市としての考え方について説明し、ご理解をいただいていたところ です。</p>



意見書の要旨	市の考え方
<p>焼却場の余熱利用施設を造ることもできるはずです。温水プールや温泉など健康増進に役立ちます。市民の憩える場所をつくり雨天でも軽スポーツのできる多目的グラウンドなどを建設してほしい。これらの施設は、名張市にとって大きなメリットのある必要な施設であると思います。焼却施設の排気熱を利用した ” スーパー銭湯 ” のような施設を併設し新事業による雇用の場が確保出来ると思われる。</p>	<p>温水プールなどの大規模な温浴施設については、今日の温泉ブームで周辺地域にも多くの温浴施設が立地している状況下において、将来にわたって市民の皆さん方に喜んで利用していただける施設づくりと、そのリピーターを確保するためには、その温浴施設の魅力、つまり、泉質や効能といった温泉そのものの魅力が絶対条件とも言われています。また、温水プールについても、地域内にはいくつもの施設が稼働している状況にあります。</p> <p>こういったことでは、財政状況が厳しい状況下において、費用対効果といった観点をも考え合わせると、温浴施設や温水プールといった施設は、行政が責任を持って整備しなければならない施設でないのではと考えています。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>縦覧図書によるとゴミ搬入、搬出には道路網が整備され搬入が容易であることとされている。そして搬入、搬出路の市道阿保老川線は添付図書経路図には、実線で表記されあたかも市道が整備されているかのように縦覧されている。しかし実際には、この市道は現在整備されておらず、現在現地は山なりの原野の状態のままである。このことは平成18年2月5日名張市発行の市広報紙にも点線で表示され延長1kmが未完成である。都市計画法上、都市計画の変更は都市計画の縦覧により、利害関係人等が意見書を提出できる唯一許された民主主義の手段、方法であり、都市計画の縦覧は虚偽のものに記載は許されるものではない。従って縦覧の文書は正しいものを提示すべきであり、都市施設ゴミ処分場の都市計画の変更は無効であると考えます。</p>	<p>搬出入経路図は、都市計画決定等法的な事務手続きや、新清掃工場の建設工事等が終了し、施設が稼働することによるごみの搬出入をするための経路を示したものです。今回の搬出入経路として表記させていただきましたのは、国道165号伊勢路地内から青山工業団地、広域農道伊賀コリドールを経るルートと、同じく国道165号羽根地内から付替え県道松阪青山線、市道阿保老川線並びに市道阿保青山線を経るルートです。これらのルートにおいては、現時点で未完成の部分もありますが、既に道路計画が確立され事業着手がされていることから、施設稼働時においては供用開始される見通しが確実なルートと考えており、虚偽の記載ではありません。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>現在の青蓮寺の焼却場は、ダイオキシン対策として 18 億円もの巨額の税金を使い、稼働してからまだ 3 年しか経っておらず、老朽化は理由にならない。20 年 6 月までの 5 年間の協定書は締結しているが、話し合いで延長もできる。一度も関係地区に新清掃工場の位置についての相談もなく、20 年 6 月には出なければならぬと言っているが青蓮寺地区からは出て行けとは一度も言っていない。また、当地区には土地があるから他地区へ行かずに最新式の立派な施設をつくって地域の活性につなげてほしいと区民は言っている。土地がないとは市長のかつてな言い分。</p>	<p>昭和 45 年青山町との共同で効率的なごみ処理を行うため名張市青山町環境衛生組合を設立し、現在の青蓮寺地内に日処理量 30t の清掃工場を設置しました。その後、昭和 63 年に現施設を設置、稼働させて以来、青蓮寺、星川及びすみれが丘地区の方々のご理解をいただき、今日まで 36 年間にわたり施設の安全操業に取り組んでまいりました。周辺地区との立地協定は、昭和 60 年に操業期間を平成 15 年 6 月までの 15 年とし締結し、その後周辺地区の理解をいただき平成 14 年 12 月に 5 年間の延長協定を締結してきたところです。この協定においては、平成 20 年 6 月末日で施設の操業を停止することとなっており、その協議過程においては地域外への移転を求められています。この間、法改正によりダイオキシン類の排出基準が強化されたことに伴い、平成 13、14 年度に施設の改造工事を実施してきました。また、これに併せて老朽化が著しい箇所について改造を施していますが、施設の延長期間を見据えた上での老朽化対策を実施したところです。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>まもなく満杯となる下比奈知最終処分場埋立施設の埋立ゴミは、行政はこれを将来に亘り掘り起こして処分する計画はないとしているが、子々孫々の将来を考えた場合、亀山市が現在行っているように、全ての埋立ゴミを掘り起こし、完全除去することが環境保全上絶対必要であり、この必要性は近い将来必ず立証されるものと思われる。青山の奥鹿野に新清掃工場が立地された場合、この埋立ゴミの搬入費は倍増することは明らかである。新清掃工場が例えば、滝之原の牛舎地跡地に立地された場合、搬入作業は半減する。埋立ゴミの上に土を被せて公園等を作った場合、ガスが発生し火災の原因にもなりかねない。</p>	<p>伊賀南部最終処分場は立地周辺地域のご理解をいただき、平成 8 年度より埋立てを行っていますが、この地域との施設立地に関する協定においては、埋立量が埋立処分計画量に達した時は、埋立処分を完了し、公園化することとなっています。したがって、周辺地域との協定遵守の観点からは、安全対策を講じた上で公園化を図ることとし、埋立ごみの掘起しを行うことは考えていません。</p>

意見書の要旨	市の考え方
<p>桐ヶ丘ではアンケートの結果、伊賀市民のごみは伊賀市で処理せよとの地区住民の総意でもって反対され、また、今は、伊賀市長が住民訴訟されているのに、それを無視するつもりか、どうするのか。</p>	<p>桐ヶ丘地区で実施されたごみ焼却施設の建設に関するアンケート結果では、ごみは伊賀市で処理すべきかの設問に対しては、60.9%の方が処理すべきと答えられており、同地区より伊賀市において処理するよう要望をいただきました。このことにつきましては、伊賀市合併前のさくらリサイクルセンターの建設時に周辺地域と締結した協定書において、合併により市域が拡大されても処理対象区域を変更しないことと規定されており、協定内容を遵守するなかでは、旧青山町のごみを伊賀市で処理することは困難とされています。また一方で、ごみ処理施設の建設についてのアンケート結果は、絶対反対が31.5%、賛成又は条件付賛成が54.5%となっている状況と伺っています。</p> <p>この住民訴訟については、伊賀市所有地の無償貸与に関するものであり、この件については今後の動向を見てまいりたいと考えています。</p>

以上をもちまして、第1号議案と意見書の要旨、市の考え方についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い致します。

### 議長

議案の説明から意見書に対する市の考え方など、説明をいただきましたが、これより皆様方からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。活発な発言を期待したいと思います。よろしくお願い致します。

### 委員

現在の清掃工場にダイオキシン対策として18億の巨額を使い、稼働後まだ3年しか経っていないということですが、こういった新しい設備を今後再利用するというご希望はありますか。それから、平成13年度、14年度に施設の改造工事を実施されたということですが、これはどのぐらいの額の改造をやられたかを教えていただきたいと思っております。

### 事務局

まず、平成13年度、14年度に施設の改造工事を実施した件ですが、金額につきましては16億程度かかっています。それから、この工事につきましては排ガス対策事業ということで、ダイオキシン対策特別措置法に基づく対策工事を行ってきたところ です。

### 委員

計画地の所に運動公園がありますね。これは伊賀市民、名張市民も利用されると思いますが、その辺の対策はどうですか。

### 事務局

近年のごみ処理技術の向上により、施設自体はどこに作っても安全で安心していただける施設でございます。

### 委員

伊賀市青山と名張市との金額の配分率を教えていただきたいのが1つと、もう1つは、資源ごみのリサイクルについてどの程度考えられているのかを教えていただきたいと思っております。

### 事務局

この割合につきましては、平成16年の10月27日、名張市と伊賀の残りの6市町村で覚書を交わしております。この覚書では、焼却施設の建設用地と施設整備費につきましては平等割が10%、処理対象人口割が90%となっており、名張市が約84対伊賀市が16という割合になっております。リサイクル施設につきましては、名張市と伊賀市が50：50ということになっておりますが、詳細につきましてはリサイクル施設の設計ができた段階で再度協議するという取り決めになっております。

### 事務局

資源ごみのリサイクルにつきましては、現在、4種18分別ということで分別を頂いております。燃やすごみ、燃やさないごみ、資源、そして粗大といった4種類と、それからビン、缶、ペットボトル、さらには紙とか廃食油とかそういった分で18種類に分別を頂いております。新しい施設のリサイクル施設の中では、法律で定められている容

器包装対象のプラスチック類についても20年度を目途に資源化に取り組んでいただきたいと思いますと考えておりました、今までよりも1つ増やした4種19分別のリサイクルを予定しております。引き続き皆様方のご協力をいただきながら、これだけはやはりぜひとも取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

### 委員

今このごみ処理場を作るということで、ごみの資源化に関しての気運というものは高まっていると思うんです。そんな中でもう少しメリッ的なもの、例えば生ごみ処理機を低額で提供するようなことを考えてらっしゃらないのか、それから、リサイクル施設に啓発機能を持たせたものを考えていらっしゃるんですか。

### 事務局

ご承知いただいておりますように、市の財政も大変厳しい状態にあります。一定の部分では、皆様方にもまた自ら取り組んでいただくことも必要かなというふうに思っております、今後の分別の動向、また皆様のご意見も聞かせていただきながら行政内部で検討をしていかなければならないのではないかと考えております。それと、リサイクル施設の啓発の問題でございますが、処理施設に合わせて啓発施設ということで、研修施設や見学コースというものも当然設けていく予定をしております。そのほかに、リユースという部分では、出していただくごみの中にはまだまだ少し修理をすれば皆様方に使っていただけるものがございます。そういったものを保管し、また場合によっては修繕をして、希望の方々に再利用、再使用していただけるように、そういった部分も設けていきたいと考えております。

### 委員

まず先般、伊賀市の方で都市計画審議会が開かれております。全員賛成で決まったということでありましたが、何件か条件が出ていたと思います。その辺の説明をお願いしたいと思います。それと、議会の方では、中継所と新清掃工場とを一体の考えとして、私自身は最終的には賛成をしておりました。中継所のことが全く出ておりません。そういったことを少し説明願いたいと思います。

### 事務局

中継所につきましては、場所等はまだ未定でございます。中継所のイメージとしましては、パッカー車を2～3台置いておいて、市民の方々が持ってこられたものをそこに入れると、それが一杯になればパッカー車を奥鹿野へ持って行ってごみ処理をすると、こういう繰り返しをするようなイメージでございます。当然、ごみだけでなく資源もそこで受け入れて、業者に取りに来ていただく、そういうイメージで中継所を考えております。

### 議長

今の段階ではそういうイメージだけですか。場所はどうですか。

### 事務局

場所もまだ今のところ、2～3箇所候補地はあるんですけども、決定には至っておりません。

### 事務局

伊賀市都市計画審議会での附帯意見につきましては、桐ヶ丘住宅地内のルートを通る

ことのないよう周知すること、それから施設の安全性の確保に向けて、搬出入においても十分注意し取り組むことなどを聞かせていただいております。それから、中継所につきましては、一定の場所にそういった運搬車を置いて、持ち込まれたものをそのまま移動させるというようなことだと、都市計画決定にはあたらないと考えております。

#### 委員

伊賀市の附帯意見については、やはりそういったことも名張市においても説明を受けておいた方が判断しやすい。後の中継所の件ですが、もう少し市民に対しても明確な説明が必要ではないかと思えます。これについていかにお考えなのか教えて下さい。

#### 議長

これは議会で審議されて市長から答弁されてる件ですか。

#### 委員

議会では中継所を作るということで終わっております。都市計画決定の場ではっきりしたことを聞かせていただければと思います。

#### 事務局

中継所につきましては、候補地として2つほど持っている訳でございますが、まだイメージの段階でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

#### 委員

議会が了承したのは中継所をしっかりと作るという部分を含めての了承であります。こうなると、本当に20年6月までにできるのか、という部分にまで関わってきます。その辺も今日はっきり答えておいていただきたいと思えます。

#### 事務局

当然20年6月までには中継所を設置する予定でございます。早い時期に議会の方にもご説明申し上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

#### 委員

今、中継所の話が出ましたが、必要な都市施設ということできっちり作るのであれば、次にその辺が決まったときに再度都市計画決定をしていただくような手続をやっていたらいいのではないかなと、今回はあくまでもごみ処理場の施設という形の中でやってはどうかと思えます。

#### 委員

議会の中では中継所と清掃工場は一体として私は了承しましたので、その辺をしっかりやっていただきたい。今日の件に関しては私は不服はありません。そういった説明が必要ではないかと思ったということです。

#### 委員

議会の中で中継所と一体となって認めたというのは、これは個々の判断です。中継所を作りたいという話は聞いておりますが、これは市長の考えですので今の段階で執行部に聞くというのは酷な話です。中継所についてまだ議会で十分な審議はしていないというふうに私は理解をしておりますので、まだイメージ的なこともはっきりしないうちに



それも一緒に含めてしていくということはちょっと無理があるんじゃないかならうかと私は考えます。

## 委員

都市計画決定というのは、何のために住民の皆さんの意見をこうして意見書として出しているかと、そういうことが大事じゃないかと私は思います。住民説明会で十分に説明を行って理解を得てきたと書いていただいておりますが、その中では中継所の問題がかなり出ておりました。ですからそういうことがどうなのかという質問に対して、やはりきっちりとした納得のいく答えが必要ではないかと私は思います。

## 議長

やっぱりある程度皆さん方採決取するためには、それなりの議論をした上でなければならぬ、そういう意味で、議会は議会で議決してありますけども、今日、現場も見せていただき、そしてこれまでの経過も踏まえながら、皆さん方の忌憚のない意見を出していただいた上で、ご判断いただきたいと思っております。

## 委員

まず、立地場所の選定に関する事項についてなんですが、今日も皆で事前に見学してまいりましたが、山の部分のところ、あそこが伊賀市の土地なんですね。それを無償貸与していただくということですが、承諾はまだしていただけていないと思うんですね。この無償貸与の土地については住民の監査請求を起こされ、そして後、訴訟も起こっております。そんな中で、工事をするにしても係争中の場所について進めていけるのかどうか、それから、あんな軟弱な水脈が通っているような土地に高さ30メートルもあるような重量のある建物を建てて大丈夫なのか、14の候補地を比較をした上でここが本当に最適地だったというのはどういう比較をされたのか、その比較検討した一覧表なり作っておられるのなら見せてください。それから、この土地の支持力、地耐力、そういったことについて、現況地盤から約5～8メートル下の敷地計画高から15メートル下がったところに支持地盤が存在するということですが、支持地盤があるということはそこに岩があったということなんですね、きっちりそれを支えるだけの岩があるということなのかどうか、その辺のところの確認をとられているんでしたらそのこともお聞かせ願いたいです。もし地震が起きたときに、これくらいでこの地盤は大丈夫なんだとか、地盤からして液状化の心配はないとか、そういうことを数字の上ではっきりと出していただきたいですね。そういうことがクリアされなければ私は納得は出来ません。それから、伊賀市の審議の中では、地元と公害防止協定を結ぶ必要があるといった話や搬入ルートとかいろんなことでの住民同意についてもお話が出ていたように私は伺っております。それから、リサイクルセンターについて、今、伊賀市においては別にリサイクルセンターを建設中であり、ここにそんなにゴミを持ってくるわけでもないのに、50%・50%という配分はおかしいと、これを見直さないと伊賀市議会は通らないよ、というような発言もあったように聞いております。そういった大事な点をこの場に提示していただきたいと思っております。また、議会では一応、予算計上を通しましたが、基礎工事をするのに数億も上がりますなんていうことでは困ります。予算が一応これでいけますということであればその範囲内できちっとしていただきたい。それから中継所のことですが、本当に中継所をするのかしないのか、パッカー車とか人件費を増やさないようにしていくと言いつつ、パッカー車を増やさないといけなくなるじゃないですか。言っていることとの整合が取れないですよ。私たくさん言わせていただきましたが、まだまだ聞きたいことがいっぱいあります。でも時間もありますので、一番大事な危機管理の面から、きちっとした数字を入れてお答えください。

## 委員

心配されていることはよく分かるんですけども、今やろうとしているのは都市計画決定の位置の決定なんですよね。それで位置がここに決まりましたという形の中で、詳細な調査をやっていくというのはこれからの話ですよね。それを今全部ですね、100パーセント調査してというのは出来ないわけですね。だから今、位置の決定をして、そこに調査費をつぎ込んでこれからどんどん調査もやっていきますよ、設計もやっていきますよという一番最初のとっかかりなんですよね。それが出ていないからという話じゃなくして、まずこの場所でそういう調査等に予算をつぎ込んでいってよろしいよという都市計画決定だと思うんですよね。

## 議長

その位置の決定をするために、市民から様々な不安やいろいろな意見が出ているわけですね。位置だけ決定してそれから地耐力の問題とか、いろんな問題を全部これからやっていくから、今はそれはここでは議論することではないよということで済まされるのかどうか、その点だと思うんですけどね。

## 事務局

地耐力の話でございますが、設計をするにあたりまして、地質調査をさせていただきました。ボーリング調査をするときに、標準貫入試験という試験をやります。これはN値と言いまして支持力がどのくらいあるかという地質調査をするんですが、約15メートル下がったところに支持力N値でいいますと50以上の地盤が存在しています。N値が50以上といいますと、10階建て以上の建築でも可能と一般的には言われております。計画高より15メートル下なんですけど、その15メートル上に作るのではなくて、ごみピットは10メートル以上掘ります。従いまして、ごみピット自体が巨大な施設になるわけなんですけど、その地盤そのものが、支持力N値が50を超えている支持地盤に接地してしまうような状況になります。そのため、大規模な基礎工法は必要ないと判断をしているところでございます。元々ごみ処理施設の場合は廃棄物処理法の基準に基づきましてこういった地耐力を持った工法にしなさいという基準があります。そういったことでは、阪神大震災ですとか同様の震災の時でも、ごみ処理施設が直接震災にあって処理ができないといった話はなかなか伝わってこないところでありまして、新しいごみ処理施設では、震度5、震度6以上になれば緊急停止できるようなシステムを今メーカーとも、まだどのメーカーとは決まっておりますが、仕様の中ではそういった仕様も盛り込んでいる状況でございます。そういった中では、安全対策を十分に考慮したうえでごみ処理施設を整備していきたいと考えております。

## 委員

もったきちとした数字的なものとか私たちが見ても分かるようなものを出してください。これでは何もわかりません。地震のことだってそうでしょ、震度5や6に耐えうるのは当たり前なことですよ。では液状化についてのきちとした考えを行政は持っておりますか。液状化というのは震度が必ずしも5や6にならなくてもよそではそういうことが起こってるんですよね。ですからそういうこともいろいろ踏まえて、もう少しこういう危機管理面をきちっと説明していただかないと、私は今日の今の答弁では納得できません。

## 委員

今、支持地盤だとかいろいろな問題がありますが、先ほどからもお話をいただきましたように、100%全部出来て、話が出来た、そして都市計画決定をするというのな

かなか難しい問題じゃないのかなと私は理解するんです。もう少し行政の方からも、都市計画決定というのは何と何があるべきなのかということもはっきりと打ち出さないとこの論議はかみ合わないと思います。

## 事務局

都市計画決定で何を審議するのかということにつきましては、当該施設に係り、都市計画に定めるべき事項というのがございます。これにつきましては、都市計画法の第11条第2項において、種類、名称、位置、区域、及び面積を定めることとされております。

## 委員

私たちは都市計画についての審議をしているわけですから、都市計画運用指針とか廃棄物処理施設の計画にあたっての留意点とかそういったきちとしたものが伊賀市では付いていたんですよ。ですから資料の提出が足りないのではありませんか。

## 事務局

先ほどから議案書の説明をさせていただきました中には、今おっしゃられました廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項という視点からの都市計画上の検討評価についても説明をさせていただいたわけですが、もう一度、お話をさせていただきますと、都市計画の運用指針の中ではやはりそういった廃棄物処理施設の設置に係る基本的な対応の仕方も含めまして、配置、これは市街地の広がり等、また、輸送の効率性を勘案したうえでの考え方、それから区域としましては、施設の敷地、これは先ほども説明させていただきましたように搬出入や緑化などに必要な土地を加えて確保していくことが望ましいこと、位置的なこととしましては、主な搬出入のための道路が整備されているか、また、市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては工業系等の地域が望ましいといったこともありますが、今回はそういった市街化区域や用途地域が指定されていない区域になっておりますので、今申し上げました視点も含めての検討評価を行ってきた、その説明をさせていただいたというふうに考えております。

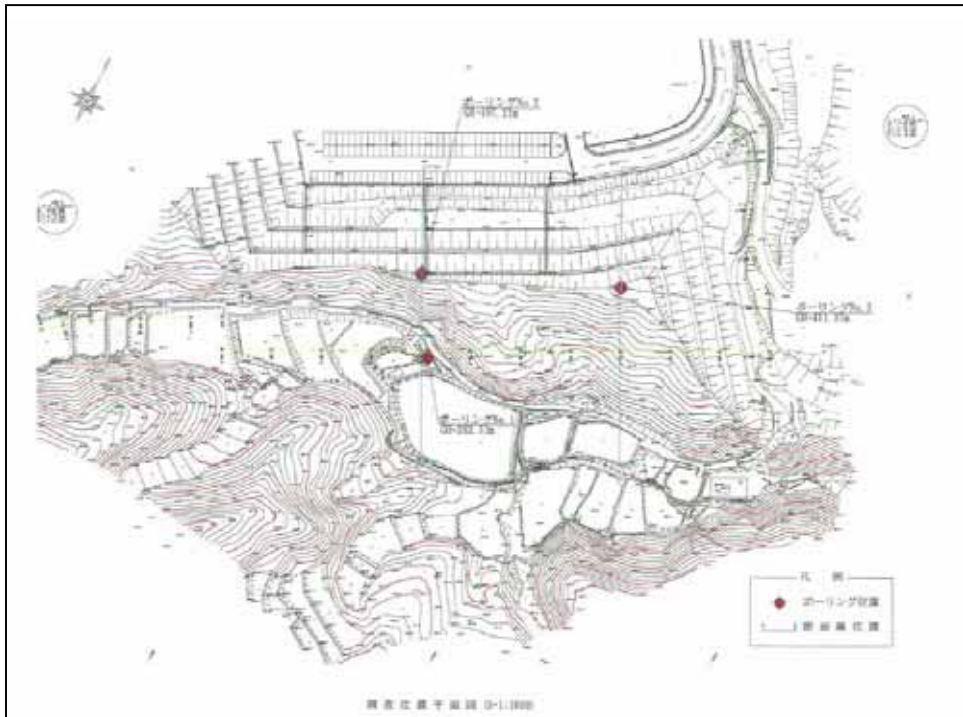
## 委員

もう1つ、最終処分場のことについても意見が出ていますが、19年度にはなくなると言っているのにその構想も何も出ていない。ごみの処理施設としては、最終処分場も燃やすところもみんな一体で考えていっていただきたいですね。先ほど土地の決定だけだからそんな細かいことを言っていたら決まらないと言われたけれども、先ほどから言っている土地に、これだけの建設をするのは危険かどうかのね、そういうことがきっちりとは私は納得がいかないと都市計画決定をなんのために審議しているのか分かりません。そういうことをしっかりとご理解いただきたいと思います。

## 議長

今、言われていることは本当をいえばもっと議会で詰めていただいていたほしいと思いますね。現況のあそこを埋めてすぐ工事に入ることになると、相当やはり問題はあろうかなと、だから縦断も出して、どのレベルで工事を終えて、どの位置になるのかというところまで想定として出していただかないと全然分からないままに進んでいくのかなという気がいたしました。

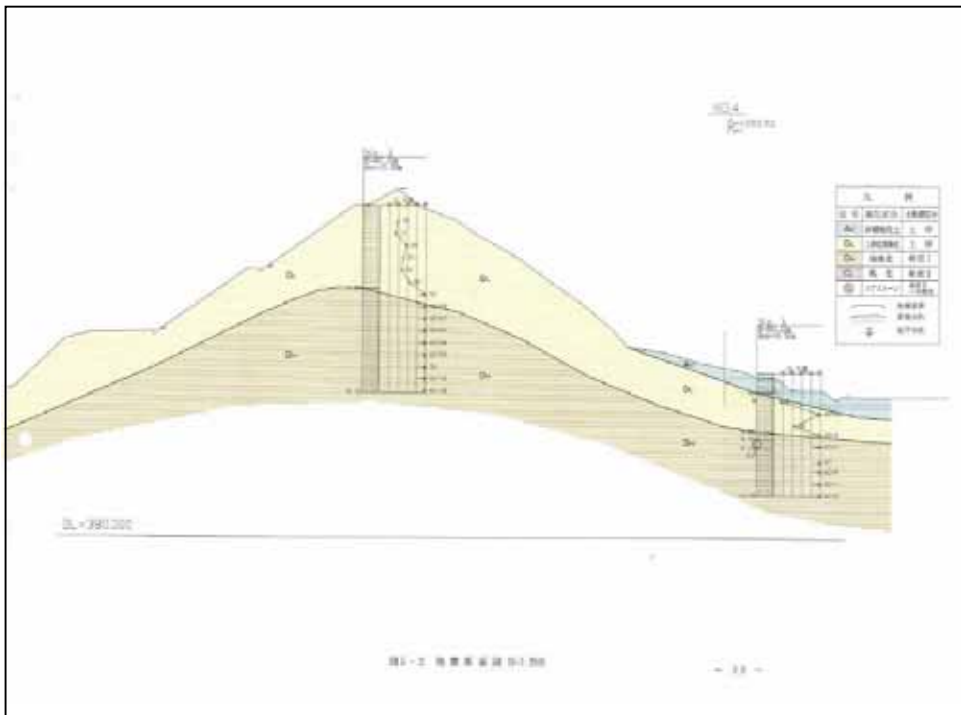
【ボーリング調査位置図のスライドを映写】



事務局（レーザーポインターを使用）

ご覧いただいております図面は、先ほどから行っていただいた場所なんですが、3箇所ほどマル印をしているところがございます。これは先ほど説明をさせていただきましたボーリング調査をやった地点を表しております。

【断面図のスライドに切り替え】



これが、ボーリング調査をやったところの断面図でございます。一番高い山になって

いるところがグラウンドからみていただいた法面でございます。この高さぐらいに計画地盤高を予定しております。これが地盤高からいきますと概ね400メートル(標高)の高さになります。ここに標準貫入試験N値のグラフを書いております、ボーリング調査結果の中で表れていた地層の断面を入れております。これが岩が出ているところの断面を表しております。標準貫入試験をやった深さによって表しているんですが、これは50を超えているところになります。これが支持力が軟岩のところ、軟岩になりますと風化の岩になりますが、そちらが支持地盤がきているということでここはもうN値50を超えているということです。そしてこちらが裏側にある見に行ってくださいました農地の側です。この水色の部分は農地のところですのでこういった地層が出ておりますが、これも軟岩に入りますと、もう50を超えているということです。この田の断面から約4メートルあまりで支持力50が出ています。そうしますと先ほど申し上げた計画地盤がこの高さぐらいになりますので、この高さがこの支持力50が出てくるこの断面だけで言いますと、13メートルぐらいです。先ほど約15メートルと書いてありましたが、15メートル地点にきますと、この支持力の地盤がある、そうしますと先ほど申し上げましたように、この支持力の断面がピットの深さまでなりますので、当然ごみを入れる深さで10メートルということになりますので、その基礎をいれますとこの下までが岩に接地してしまうという形で支持力が得られるということになります。先ほど申し上げましたとおり、現在のところ処理方式は流動床式とシャフト式の方式はまだ明確に決まっておられません。ただピットの大きさとか容量は決まっております。私どもの方で指示を出しております。7日分のごみ容量を入れられる分ということのなかで、深さについても10メートルとするという指示を私どもは出して、現在見積りをいただいたり、検討をいただいたりしている段階ですので、方式は決まっておられません、決まっている部分だけはちゃんと明記しながら検討しているという状況でございます。

## 議長

副会長と相談したんですけども、もう少しやはり審議しなければならないことが残っているように思いますので、現段階で採決を取ることにはならないと思いますので、再度審議会を開催したいと思います。

## 委員

もし改めてやるということであれば、また元の繰り返しのような話をやってはならない、時間の浪費だと私は思います。本当にこの都市計画決定をやるにはどれだけのどういうものをどういうふうに決定していかんやならないのかということ、きちっとまとめていただいてから今後の論議をしないと、同じ繰り返しだと私は思いますので、その辺をよろしくご配慮賜りたいと思います。

## 委員

日程的に結局これ、平成20年6月という設定があるわけなんですね、時間設定が。それぞれのお立場でそれぞれのことよく分かるわけなんですけれども、これ全部資料を整えて一つ一つやっているとはほんとに大変だと思うんですね。その辺も踏まえながら、今度の会議ではぜひともクリアできるような方法で、皆が納得できるようにできたらと考えております。

## 議長

今の状態では皆首を振っておられますので、首を振ってる状態のなかで強行に採決という状況ではありませんね。

## 事務局

この都市計画決定につきましては、位置の決定というのが大前提でございまして、今おっしゃっていただくような問題につきましては、その後において時間をいただき、調整等を行なうべきであると思っております。中継所の話も出ておりますが、今の段階ではまだ具体的に議会の方でもお示しされていないようなことでもございますし、本日説明をさせていただきます内容から言えば、なんとかこの位置の件についてはご理解を賜りたいというのが事務サイドのお願いでございます。

## 委員

都計審というのは何のために開いているんですか。都市計画審議会できちっとクリアしなければならない項目と、これは後の段階でいける、ここで言うべき事ではないといったことをきちっと整理したうえで、これだけは都計審できちっとクリアしなければならないというものを行政サイドで作り直してください。それをもとに、もう何回もしなくていいように、今日出た意見に対する回答をきっちり入れながら資料の提出をお願いしたいと思います。

## 委員

うやむやに日にちを延ばしてしまうことのないよう、どういうこととどういふことを都計審で決めていくのかをはっきりさせていただきたいと思えます。

## 委員

やはり土地を決めていかないことには次に進まないし、土地を決める上でこれだけはクリアしなければならないという条件をつける形で進めていく必要があると思えます。やはり審議委員は何をすべきかを先に言っていただかないと、私はそう感じます。

## 事務局

本来はお決めいただくのは位置の決定をお願いするわけでございまして、その後、こういったご意見が出された段階では環境衛生組合の方がそれに対応するようなお答えをさせていただきますというのが通例でございます。都計法上からも、そういったことでの都市計画決定をしていくということをお願いをしているわけでございます。

## 委員

先ほど私、中継所の件を言ったんですが、今回の都市計画決定とは分けて決めてもよいという考えであります。議会の方も奥鹿野で了承しているのは事実であります。その後、市長は中継所を作るということを市民にも議会にも言っているのです、その辺りも早くに答えを出してほしいというのが私の意見であって、都市計画決定という観点から言えば、今出していただいた資料で私たちが判断すべきことだと思えます。

## 副会長

先ほどからずっと聞かせていただいている、もっと議会で詰めなきゃならんという感じはいたします。それから、搬入・搬出の問題、道路の問題や、処理した過程で起こる問題、ガス、汚物といったものがどう処理されていくのかという周囲に及ぼす影響等を、この審議会は真剣に論議すべきだと思っております。それと中継所の問題は、決まった時点で改めて審議会を開くことも可能ではないかという感じがいたします。ひとつ次回はその辺をお考えいただいたらどうでしょうか。

**委員**

伊賀市が賛成ですね。

**議長**

伊賀市が賛成したからといって、名張市として採決するわけですので、もう少し議論が足りないのではないかなと。もうちょっと整理するところを整理して、この審議会としてきちっと市民に説明できるようにしたうえで、最後の採決をとる方がいいんじゃないかなと私は思うんですけども。

**委員**

先ほどから何度も言うように、審議会は位置を決定する、議会もそれを認めておりますので、私は本日採決していただきたいと思います。

**委員**

これを通す上では条件があるはずでしょ、伊賀市だって3つの附帯条件のようなものをきちっと出してます。ですから、どういうふうなことをきちっとクリアしてくださいよというふうなものを出していかなければ審議会の意味がないと思います。行政は急ぐかもわかりませんが、急ぐのなら次の審議会は早い時点でもう一度やっていただきたいと思います。

**議長**

今日採決をとるという方もいるし、今日はまだ採決するべきでないという方もおりますので、再度やっていただいて、事務局の方で整理することは整理していただいて、私共ももう少し内容を整理して臨みたいと思います。

**委員**

採決についてなんですけども、最終的に今出られている方の意見だけ聞いて、それから次回なり決めていったらどうでしょうか。

**議長**

意見を聞くというのは。

**委員**

延ばすか延ばさないかということ。

**議長**

一人一人聞くんですか。

**委員**

一人一人にです。

**議長**

では簡単に1人ずつ言ってください。今この場で採決をとるのか、次回にするかということ、理由と一言ずつお願いします。

**委員**

私はこれだめとはまだ言ってないんですよ、きちっとした資料とそういうルールを

踏んで、もう1回次に延ばして下さいと言ってるだけで、急ぐならば急ぐように早くする方法を考えていただいてね。

#### 委員

私自身は今日でも次でもいいんですけども、個人的な意見としても議会で私自身は了承しておりますので、次開いても決定には賛成すると思います。だから今日でも次回でも結構です。

#### 議長

いや、どちらかに決めてください。

#### 委員

今日でいいと思います。

#### 委員

先ほど事務局からもお話がありましたように、都市計画決定に対して必要となるような、上位計画との関係あるいは地域の状況、アクセスの状況、それから議長が心配されているような安全性の状況についても、現時点で出来得る調査はされておられたんじゃないかと思います。多分この後ですね、この場所を決めて、より緻密な調査をしない限りは、さらなる不安は解消されないかなと思っております。ですから、例えば、これはきちんとやるようにというような附帯意見をつけて、まあ、委員会を次回開くかについては従いますが、私としては、今回の資料が不完全だから先へ延ばすということではなくて、いろいろご意見もあったので延ばすというのであれば、反対はいたしません。

#### 委員

今日、現地も見させていただいて、現在の土地利用の状況、それから道路網の整備、これから整備がされていくであろう計画の話、いわゆるアクセスですね、そういうものも見ていただいたと思いますし、用地の点についても3.3haということでの、大体このくらいの面積というような、いわゆる都市計画決定、位置の決定をするのに必要な点についてはかなり言っていたのかなと私は思います。当然、ご心配されている部分というのは非常によく分かります。ごみの焼却炉の問題ですし、直接健康や環境に影響してくるという例がありますので、シビアになるというのは当然のことだと思います。しかし、それは別途しっかりやっていただく部分で、この都市計画審議会ですべてクリアしていくというのは非常に難しいと思います。従いまして、私としましては、少なくとも今、都市計画審議会ですべて決定する部分については十分に問題がないという説明を受けたと思いますので、今日決定されても問題ないんじゃないかなと思うふうに思います。

#### 委員

今日私は決定されてもいいとは思いますが、やっぱり附帯事項として、もう少し参考意見を審議会として述べていけたらと思います。

#### 委員

審議会といいますのは、重要事項の審議となりますので、やはりそういったことを考えますと、私はまだ1回出てきたただけなんです。まだ認識が薄いような気がいたしますので、本当のことを言えばもう少し細かい打合せを終わっていただいて、はじめてあなるほどという観点になるんじゃないかなと思います。



**議長**

今日採決をとらないで次回にということですね。

**委員**

できればもう1回でも審議いただければと。

**委員**

先ほどからいろいろご意見がございましたけれども、そうしたことを事務局の方でクリアしていただくのならば、今日決定していただいても結構だと思います。

**委員**

いろいろな皆様のご意見がございましたけれども、もし今日採決とられる場合は、附帯決議なり附帯事項を添えながらできたらと考えております。

**副会長**

考えてみますと、一足先に伊賀市の方でこの同じ物件、同じこういった施設について終わっていますから、それからしますといろんな中身についての話が伝わってくると思うんです。そういったことから考えると時間を延長してでも決めるべきだというのが私の意見です。

**議長**

10名中3名の方が次回にと、残る方は今日採決をとということで、採決をとらせていただきます。附帯事項につきましては、採決の後、話をさせていただきたいと思います。それでは、採決をとらせていただきます。議案第1号、名張都市計画ごみ処理場の決定について、名張市決定でございます、の賛否についてお伺いします。賛成の方、挙手をお願いいたします。はい、賛成多数ということで、原案どおり可決いたしました。ただし、附帯事項がありますので、ぜひ附帯事項として付けたいという意見をきっちり申し上げていただきたいと思います。

**委員**

附帯事項が何もなくて満場一致で異論も出なかったということになったら、これはおかしと思うんですね、ですから、きちっと皆さん賛成をするうえにおいては、どういう所をクリアしてもらわないといけないという意見を言うておいてもらう必要があると思うんです。

**議長**

一人ずつ言うていただきますか。

**委員**

賛成に附帯事項を付けなければならないということはないと思いますので、付ける方は付けて、皆さんの判断でしていただいたらいいのではないかと思います。

**委員**

先ほども意見の中で言うておりますが、こういった危機管理面におけるクリアできるだけの数字なりといったものをきちんと整理していただきたい。そして、やはり伊賀市の中でも付いておりましたように、桐ヶ丘の住民の同意は当然のことながらとっていただかなければならない、それから、遠いということに対しての、それをどうするか

中継所の問題はきちっとやっていただかなければなりません。そういったことを私はお願いしたいんです。この附帯事項をきちっとのんでいただけたら私は賛成します。

**委員**

私は中間施設の問題をしっかりと対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

**委員**

私は、中間施設ですけど先ほどイメージで答えられたのは、もうちょっとしっかりした考え方をしていけないと思います。それから、ここに皆が集まってくるような施設にしていきたい。例えば啓発活動ですよね、小学生とか高齢者とか全ての地区住民が行って勉強できるような。この2点だけはお願いしたいと思います。

**委員**

やはり市民の関心の的は、粗大ゴミの問題とか中間施設とかいろいろございますが、よろしくお願いしたいと思います。

**議長**

はい、以上、事務局の方、今の附帯事項を付けて市長に答申ということをお願いしたいと思います。

**委員**

今、附帯事項がいろいろ出ましたけれども、それを全部付けるのかということを知りたいです。

**議長**

事務局でそれはお願いします。

**事務局**

おっしゃっていただいた附帯事項なんですが、これは入れてこれは省いてという判断が事務サイドでは非常に難しいのですが、こういったケースは初めてでございますので。

**議長**

事務局でまとめて最終会長に一任するということはどうですか。

**事務局**

そうしていただきましょうか、今のをまとめさせていただいて、会長にご相談させていただくということをお願いします。

**議長**

今の件、よろしいですか。会長に一任ということでよろしく申し上げます。その他の項で何かありますか。

**事務局**

別にございませぬ。

## 議長

大変長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。また傍聴の方も遅くまでお疲れ様でした。これをもちまして、今日の市長からの諮問を受けました名張都市計画決定についての審議を終わらせていただきます。あとの附帯事項につきましても、事務局でまとめてきっちりさせていただくということをお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。